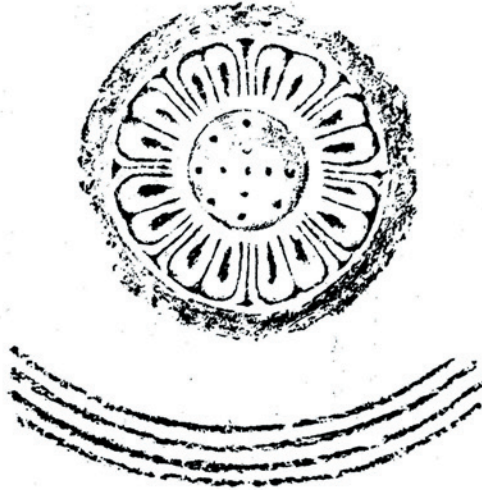


三重県鈴鹿市

伊勢国分寺跡

—尼寺跡推定地の調査—



1992.3

鈴鹿市教育委員会

序

鈴鹿市は旧伊勢国の中心地として律令時代には国府や国分寺が営まれた地域として知られています。全国的には開発に起因する発掘調査が急増している今日、この鈴鹿市も例外ではございませんが、この伊勢国分寺跡の発掘調査は県内でも数少ない開発を前提としない学術調査として内外から注目されているところです。

伊勢国分寺跡の寺域範囲確認調査も今年度ですでに第4年次を迎えました。昨年度の調査で僧寺跡の寺域がほぼ明らかになりましたが、国分寺のもう一つの寺院である尼寺については推定地が指摘されているだけで、正確な比定地は定まっていませんでした。今回はこの尼寺跡の解明を重点目標に実施いたしました。その結果、尼寺推定地から国分寺期を遡る白鳳期の瓦が多量に出土し、この地方では初の白鳳寺院の存在を裏づけました。また、この寺院は「日本書紀」にも登場するこの地域の豪族・大鹿氏の氏寺の可能性が高く、出土軒瓦から壬申の乱と深く関わることも指摘されています。

なお、本年度も文化庁並びに八賀晋先生、県教育委員会、埋蔵文化財センター、多くの方々から懇切なご指導とご協力をいただきました。ここに改めて感謝の意を表します。

平成4年3月31日

鈴鹿市教育委員会

教育長 市川年夫

例 言

1. 本書は鈴鹿市国分町に所在する伊勢国分寺跡第4次発掘調査の概要報告書である。
2. 調査箇所はそれぞれの字名をとり地区名とし、本年度は次の7箇所を実施した。また、現地調査は1991年10月2日～12月25日まで(実働59日)を要した。

(調査地区)	(調査面積)
[僧寺跡]西高木3地区(鈴鹿市国分町字西高木230番地)	80 m ²
[尼寺跡]南浦2地区(鈴鹿市国分町字南浦1392番地)	90 m ²
南浦3地区(鈴鹿市国分町字南浦1391.1392番地)	110 m ²
南浦4地区(鈴鹿市国分町字南浦1389.1390番地)	110 m ²
木田坂上1地区(鈴鹿市国分町字木田坂上1424-1番地)	60 m ²
木田坂上2地区(鈴鹿市国分町字木田坂上1426-2番地)	40 m ²
木田坂上3地区(鈴鹿市国分町字木田坂上1427-2番地)	135 m ²

3. 発掘調査は平成3年度国庫補助金及び県費補助金を得て、以下の調査体制で行った。

調査主体	鈴鹿市教育委員会(教育長市川年夫)
調査指導	八賀晋(三重大学人文学部教授) 別所忠雄(三重県教育委員会文化振興課課長) 仲見秀雄(鈴鹿市文化財調査会会長)
調査担当	鈴鹿市教育委員会事務局文化課 大杉順(文化課長)、中森成行(同文化財係長)、浅尾悟(同指導主事) 藤原秀樹、新田剛、森久弥(同事務吏員)、保条馨(同嘱託) (遺物整理)加城陽子、杉本恭子、浅野和歌子、石谷佳誉子 (発掘作業)国分町、木田町、山辺町の皆さん

4. 調査にあたり八賀晋先生を始め次の方々よりご指導・ご協力をいただいた。(敬称略)
井上和人(文化庁)、小玉道明(県史編纂室)、山田猛(三重県教育委員会)、山沢義貴、伊藤克幸、駒田利治、上村安生(三重県埋蔵文化財センター)、早川裕己(朝日町教育委員会)、春日井恒(四日市市教育委員会)、桑名市博物館、大西貴夫(三重大学生)

5. 座標は国土座標第VI系、方位はすべて座標北を用いた。

6. 遺構の略記号は次の通りであり、また、遺構番号は第1次調査からの連番である。

S B—住居跡、S D—溝、S A—築地・柵列、S K—土坑、
S F—焼土坑、S X—その他遺構

7. 本調査にかかわる遺物、図面、写真類はすべて鈴鹿市考古博物館で保管している。

8. 現地調査及び本書の編集・執筆は中森の指導の下、藤原、新田、森、北条の協力を得て浅尾が行った。

Ⅰ. 調査に至る経緯とこれまでの調査結果

伊勢国分寺跡は大正 11(1922)年に国史跡の指定を受けた。瓦の散布範囲と当時は存在していた土塁(築地)等から東西 180m、南北 240mの不整杉な範囲で指定されたが、後述するように、この範囲は寺域と正確に一致していた。史跡指定地は僧寺とされる。尼寺については諸説あるが、僧寺とは型式の異なる瓦が散布する僧寺の東南約 500mの地点の字南浦(旧字名;花ノ木)に比定されている。

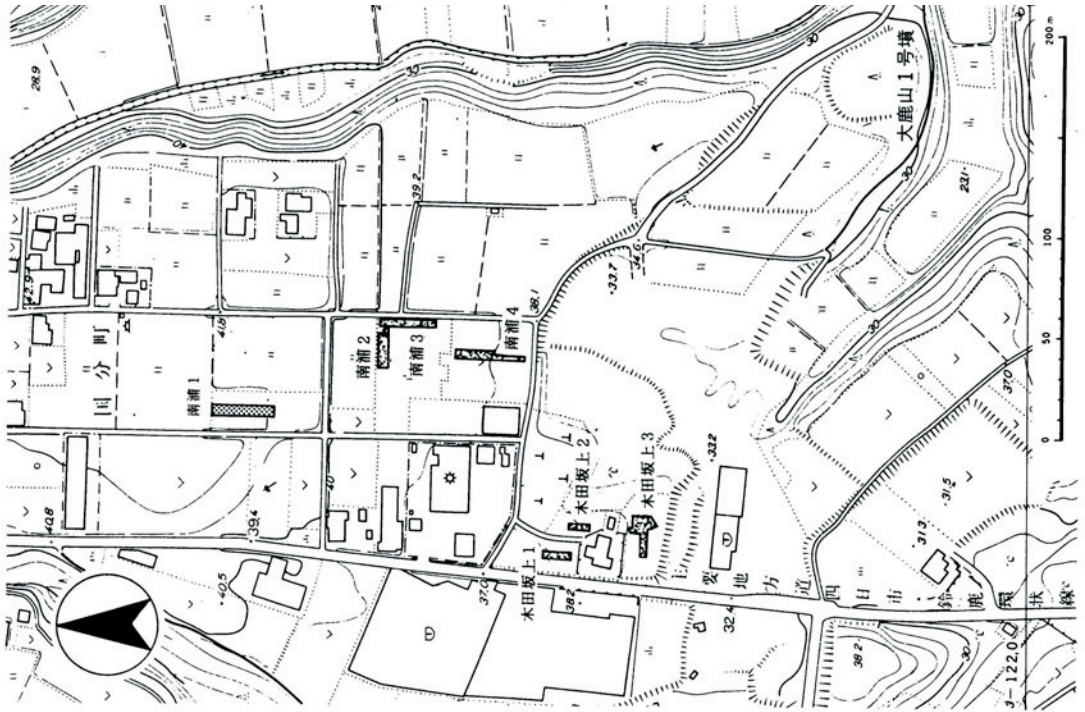
伊勢国分寺跡を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている。国分周辺では大規模な土地区画整理や道路改良、廃棄物処理場建設など、調査後、あるいは調査がなされないまま数多くの遺跡が破壊されていった。これまで史跡指定地の周囲は集落から遠く、幹線道路に面していないなど、開発からは守られてきたが、指定地の西わずか 20mには国道 23 号北勢バイパスの建設が予定されていたり、無許可の水田化への現状変更が行われるなど、指定地といっても現状保存の保証はない。尼寺跡推定地に至っては指定すらされず、幹線道路に面している関係から開発の名の下に破壊が進行しているのが現状である。僧寺の史跡指定地においては公有地化と史跡整備が、尼寺跡においては寺域確認後の史跡指定が急務の課題となっている。

鈴鹿市教育委員会では、これらの開発の危機から史跡を守り、史跡整備に向けての基本的な資料を得るために 1988 年度より僧寺跡(史跡指定地)を、1990 年度より尼寺跡推定地の寺域確認を主眼とした発掘調査を実施している。

第 1 次調査(1988) 史跡区域西側の西谷地区で 2 箇所、区域南東の堂跡地区で 1 箇所実施した。西谷 1 地区では、寺域の西端を区切る築地(SA-W)とそれに伴う両溝、2×5 間の身舎に四面庇を有する掘立柱建物(SB01)及び竪穴住居跡(SB02)をそれぞれ 1 棟検出した。築地は幅 3.5～4m、溝は西の外溝で幅 2.0m、深さ 0.4mの規模を測る。SB02 は一辺 3.2m の方形をなし、東に造る竈は瓦を転用している。西谷 2 地区からは西谷 1 地区での築地から続く築地外溝を検出した。

第 2 次調査(1989) 寺域の四至を明らかにするため堂跡地区で 5 箇所、西谷地区、西高木地区でそれぞれ 1 箇所実施した。西谷 3 地区からは北築地(SA-N)とその外溝が、堂跡 2 地区からは東築地(SA-E)の内溝が、堂跡 3 地区からは築地外溝の東北隅が、また、堂跡 6 地区と西高木 1 地区からは南築地(SA-S)の内外溝がそれぞれ見つかっている。その結果、僧寺の寺域が確定した。それは史跡指定地の範囲と一致し、築地の心心間で東西 178m、南北 184m(約 600 尺)のほぼ正方形であることが確認されるに至った。

第 3 次調査(1990) 西高木 2 地区は南門の検出を目的に設定した。南築地の中間地点には南門跡の遺構は無かったが、調査区の西端では築地に続くテラス状の遺構を検出し、南門跡の可能性を示した。西谷 5 地区からは SB01 の南側庇を確認すると共に、平瓦を竈に、丸瓦を住居跡の縁辺に転用した平地式住居跡を検出した。また、尼寺跡推定地に始めて調査区を(南浦 1 地区)を設けたが、中世の地割り溝と思われる溝を検出するに留まった。



第1図 発掘区位置図 (1 : 3,000)

伊勢国分寺跡第4次発掘調査目誌(抄)

- 10月2日 木田坂上1～3地区より調査開始
3日 南浦2・3、西高木3地区を重機にて表土除去
4日 木田坂上1・2地区調査終了
写真撮影
木田坂上3地区遺構検出
8日 木田坂上3地区遺構埋土除去
南浦2・3地区包含層掘削
14日 南浦2地区調査区拡張
15日 木田坂上3地区調査区拡張
16日 木田坂上3地区調査終了、写真撮影
18日 南浦2・3地区遺構検出
21～25日 南浦2地区遺構埋土除去
28～11月1日 南浦3地区包含層掘削
11月11～15日 南浦2地区SX5瓦実測
18日 南浦3地区北半分遺構検出
19日 三重大学八賀晋教授現地指導
20・21日 南浦3地区SX6遺構精査
25日 南浦2地区SX5瓦除去
26日 南浦2地区SX5下層掘り下げ
南浦4地区重機にて表土除去
11月29日 南浦4地区遺構検出
12月3日 南浦2地区SD36遺構精査
西高木3地区遺構検出、写真撮影
4日 文化庁井上和人調査官現地指導
5日 南浦2地区SD36遺構精査
南浦3地区土層図作成
6日 南浦4地区調査終了
8日 現地説明会開催(約50名参加)
9日 南浦2地区SD36遺構精査
10日 ラジコンヘリによる空中写真撮影
部分遺構撮影
12・13日 国土座標振込み
16～20日 遺構実測
21日 南浦2地区SD36瓦実測
木田坂上3地区埋め戻し
24日 南浦2地区SX3・4、SD36瓦
取り上げ
25日 瓦、発掘用具撤収
29日 埋め戻し完了



調査指導風景



現地説明会

II. 位置と歴史的環境

三重県は南北に長く、旧国名では伊勢国、伊賀国、志摩国、紀伊国の四ヶ国に分かれる。畿内の東端に位置することから古来より東西文化の接点として特異な文化が開けた地域として知られている。特に畿内―上野―加太越―鈴鹿川ルートは畿内―名張―青山峠―雲出川ルートと共に畿内文化を東国に伝播したルートとして重要な地域であり、それは弥生・古墳文化において顕著である。

伊勢国分寺跡は行政的に、**僧寺** (1) は鈴鹿市国分町字堂跡、西谷、西高木に、**尼寺跡推定地** (2) は同町字南浦、南条、北条に、地形的には鈴鹿川中流域下流左岸の沖積台地南辺に位置する。伊勢国分寺跡がこの地に営まれた理由の一つにはそれまでの高度の文化が蓄積されてきた結果に他ならない。伊勢国分寺跡及び長者屋敷遺跡 (国府推定地) が位置する鈴鹿川流域は県内屈指の遺跡の宝庫として知られ、それは中流右岸の国府地区と中下流左岸の国分・高岡地区において顕著である。その生活痕跡は旧石器時代にまで遡るが、弥生時代以降においてその主要舞台となる。遺跡は北部の丘陵地帯と南部の沖積低地の自然堤防上に大別される。**上箕田遺跡** (25) とその周辺では遠賀川垂式土器が見つかっており、前期後半にはこの地方で最も早く農耕が開始された地域と考えられている。中期以降は北部の高岡・国分丘陵などの北部地域にも生活圏を拡大し、最近の調査で**中尾山遺跡** (10) か



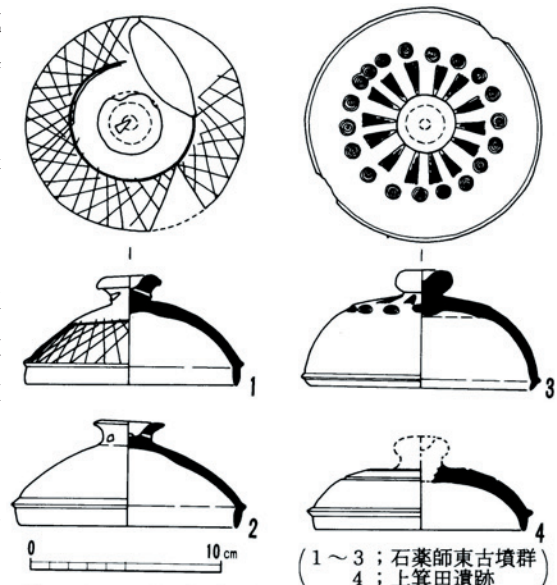
第2図 遺跡位置図(1:50,000「鈴鹿(1:25,000)」国土地理院) 1;伊勢国分寺(僧寺)跡 2;尼寺跡推定地

らは中期中葉から後葉にかけて竪穴住居跡や方形周溝墓跡を多数検出している。また、**扇広遺跡** (5) から中期後葉から後期前半にかけての竪穴住居跡や方形周溝墓跡を検出している他、環濠の一部と考えられるV字形の濠跡も見つかっている。後期後葉以降は再び沖積低地上にその中心が移動する。**須賀遺跡** (26)、**神戸中学校遺跡** (27)、**萱町遺跡** (28)、**本多町遺跡** (29) など神戸地区周辺の自然堤防上に遺跡が集中している。また、**東ノ岡遺跡** (3) からは最古段階の菱環紐式の、**一反通遺跡** (20) からは突線紐式の銅鐸片が出土している他、**上箕田遺跡**と**一反通遺跡**からは銅鐸型土製品が出土している。

このような肥沃な沖積平野をもつ農業基盤を背景に古墳文化が成立する。鈴鹿川流域における初現的な古墳は亀山市**能褒野王塚古墳** (全長 90m、前方後円墳) とされ、概ね 4 世紀後半の時期が想定される。それに続くものとして**愛宕山 1 号墳** (全長 66m、前方後円墳) と**寺田山 1 号墳** (8) (全長 70m、前方後円墳) が考えられ、5 世紀前後の時期が与えられる。考古学的な調査によって明らかにされた前期古墳には亀山市**上椎ノ木 1 号墳** (全長 20m 前後、円墳) があり、四神鏡や石釧を始めとする副葬品から 4 世紀後半の築造とされる。中期の首長墓としては**西ノ野 5 号墳** (全長 31m、前方後円墳) や**白鳥塚 1 号墳** (長径 78m、円墳)、**富士山 1 号墳** (9) (全長 50m、前方後円墳) などがあり、鈴鹿川流域の中でもそれぞれのグループに分化して発展していった。後期になると小円墳を中心に爆発的に増加する。亀山市**井尻古墳** (全長 54m、前方後円墳) や**西ノ野王塚古墳** (全長 63m、前方後円墳) などの大きな前方後円墳も造られるが、円墳ながら**保子里 1 号墳**や亀山市**井田川茶白山古墳**など横穴式石室からの副葬品の豪華さは畿内との強力な結びつきをよく反映している。他の地域に比べて横穴式石室を採用する古墳が少ないことは従来より指摘されてはきたことではあるが、最近の調査例の増加で 6 世紀後半を中心に胴張り無袖式や複室式など他地域に比べてバラエティに富む石室形態があることが明らかにされつつある。また、**石薬師東古墳群** (17) から出土したとされる韓式土器 (第 3 図) もこの地域を考える上で特筆すべきことである。

『日本書紀』敏達天皇 4(575) 年の条に「采女伊勢大鹿首」とあり、国分寺が所在する旧河曲郡に郡司級の豪族「大鹿氏」がいたことが知られるが、菅原神杜南方一帯は通称「大鹿」と言い、富士山 1 号墳 (9) を「大鹿の大塚」と称していた。また、尼寺跡推定地の南東には「大鹿山」と称する古墳 (12) も存在することから、大鹿氏は河曲郡でもこの国分周辺を根拠地としていたことは明らかである。

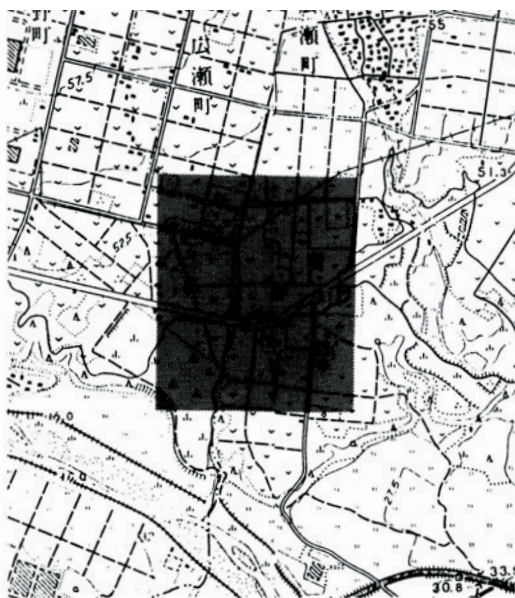
壬申の乱 (672 年) にはこの北勢地方が



第 3 図 鈴鹿市出土韓式土器 (1 : 4)

主要な舞台として登場する。加太越えて伊勢国に入った大海人皇子一行は鈴鹿関付近で国司守・三宅連石床などに迎えられ、五百の兵で鈴鹿の山道を塞いだ。そして「川曲の坂下」に至って日が暮れた。皇后の疲れを癒すために暫く休息したが、雨が降りそうなので急いで出発し、途中雷雨に降られつつ「三重郡家」に到着する。「川曲の坂下」の確定的な所在地については不明である。「三重郡家」は四日市市采女付近とされ、尼寺跡推定地からは北北東約 2km の位置にある。鈴鹿関から三重郡家に至るには近世以降のいわゆる東海道が最短ルートである。当時の古道については不明であるが、鈴鹿川北岸沿いに東上するのが常識的に考えられるルートで、現在の木田町付近で北上すると采女に達する。木田町から国分町へ至る道は坂道で、「木田坂下」の字名を持つ。大海人皇子一行が休息した場所は相当な豪族の屋敷と考えられ、前述の大鹿氏の存在や字名を考え合わせると、「川曲の坂下」はこの尼寺跡推定地付近の可能性が高い。

奈良時代以降の伊勢国府の所在地については**広瀬長者屋敷遺跡**が有力視されている。付近はおびただしく瓦が散乱し、その範囲は東西 800m、南北 1000m に達する（第 4 図）。国分寺の西南西約 7 km に位置し、1957 年の発掘調査で、7 間× 3 間の礎石建物跡を検出している。軒瓦は難波宮系重圈文軒丸瓦と重廓文軒平瓦を主体とし、平城宮出土と同範（6719A 型式）と考えられる軒平瓦も出土している他、20 種類以上にも及ぶ押印文字瓦の出土も特筆すべきことである。この大規模な遺跡の性格については、鈴鹿関の軍団を兼ね備えた国府とするのが妥当のようである。遺物は奈良時代に限定されることから、延暦 8(789) 年の三関の廃止、それに続く延暦 11(792) 年の軍団制の廃止によりその必要性を失い、平安時代以降は鈴鹿川を隔てて対岸の国府地区に移動したものと考えられている。国府地区では総杜・三宅神社が在り、「長ノ城」「西ノ城戸」「北一色」などの地名と土塁の残存から藤岡謙二郎氏は「長ノ城」を中心とした方八町の国府域を推定している（第 5 図）。



第 4 図 広瀬長者屋敷遺跡位置図 (1 : 25,000)



第 5 図 伊勢国府跡推定地 (1 : 25,000)

III. 検出遺構

【西高木 3 地区】

第 3 次調査で検出した SX01(南門跡?) と SX02(瓦敷) の南方約 40m の距離に位置し、両者に関連する遺構の有無の確認を目的に設定する。耕作土(約 20 cm)の直下は地山で、径 20～30 cm のピットを多数検出するが建物としてはまとまらない。出土遺物も遺構に伴わない瓦片にとどまる。

SK09、SK10 調査区の北西部で検出する。SK09 は南北幅は調査区外で不明であるが、東西 1.7 m 幅で、深さは 20 cm である。SK10 は長径 2.7 m、短径 0.85 m の楕円形を呈し、深さは検出面より 8 cm と浅いが、小石が数個混入していた。時期は不明。

【南浦 2 地区】

南浦 2～4 地区がある一角は昔より僧寺跡と異なる軒瓦が表採されており、尼寺跡の有力な候補地の一つである。南浦 2 地区では旧耕作土約 15 cm を除去すると第 II 層・黒褐色粘質土層が表れ、SD30～35 及び SX03～05 の瓦集積遺構が検出された。しかし、第 II 層中に瓦片が混入していたため観察用セクションを残してさらに掘り下げたところ約 7～8 cm で第 III 層・赤褐色粘質土層があらわれ、地山と判断した。この面で初めて SD36 や南東の落ち込み、ピットが検出された。第 II 層は固く突き固めており、整地層であろう。整地層の時期としては、SD36(奈良時代)よりも新しく SD31・32(鎌倉時代)に切られているため、その間に比定できる。

SX03 調査区の西北隅で検出された瓦集積遺構である。遺構はさらに北側と西側に広がっているものと思われるが、現況では東西 1.6m、南北 2.0m、瓦集積幅約 20 cm を計測する。瓦は故意に並べたという状況ではなく、投棄された様相を呈している。東側と南側の二ヶ所、径 30cm 程の瓦の無い円形の空間があり、南側のは石が取り巻いており、共に柱穴と思われる。

SX04 調査区の中央北部で検出された瓦集積遺構で、遺構はさらに北部に広がっているものと考えられる。西端で SD30 に、東端で SD31 に切られているが、現況で東西 4.8m、南北 1.4m の規模である。瓦の集積状態は SX03 と同じ状況を呈し、完形の瓦はなく、割れた瓦を二次的に投棄された状況である。検出面より深さ 20 cm の範囲に瓦は集中しているが、その下約 20 cm の地山面までの範囲にも瓦片が散布する。瓦は白鳳期と奈良期の軒瓦が混在して出土している。

SX05 調査区の南側一帯から東側にかけても瓦の集積遺構が確認された。さらに南に広がっているものと考えられる。特に南側一帯で検出された瓦集積遺構は瓦片の大きさや集積状況が異なり、SX03 や SX04 と性格を異にする。すなわち両側で検出される瓦集積遺構は瓦辺が 10～20cm 角にまとまり、上面の高さも一定しており、整然とはいわないまで

も明らかに故意に敷き詰めているという状況を呈している。瓦敷はレベル的に前述の第Ⅱ層・整地層と同じで、整地された何らかの施設の一部であった可能性がある。瓦敷遺構の中から灰釉陶器が見つかっており、整地層と共にその時期(折戸53号窯期)に造られたのであろう。

SD30・33 SD30は、幅20～30cm、深さは第Ⅱ層(整地層)検出面より15～20cmであり、南北を貫通している。SD33は、幅45cm前後で、深さは第Ⅱ層検出面より約20cmである。SD30とSD33からの出土遺物は瓦片以外見あたらないものの、位置的に直交関係にあり、共に埋土が青灰褐色シルト層で、かつ他の全ての遺構を切っていることから、近年(耕地整理以前)の地境溝と考えられる。

SD31・32 調査区のほぼ中央を南北に貫通する溝である。SD31は幅60～90cm、深さは第Ⅱ層検出面より約30cmを測る。SD32は幅約1m前後で、深さは第Ⅱ層検出面より約40cmであり、共に断面は逆台形を呈する。SD31とSD32は南で合流するが、切り合い関係は無く、同時期に存続していたものであろう。遺構内より瓦片の他、山茶碗が出土している(第16図-39～43)。

SD34 調査区の中央をほぼ東西に流れる溝で、幅30cm前後、深さは第Ⅱ層検出面より15cm前後であり、西端でSD32に合流する形をとる。中央部で完形の山茶碗(第16図-45)が出土した。

SD35 調査区の東端で検出された南北溝で、幅約140cm、深さは第Ⅱ層検出面より約30cmである。全面にわたり瓦片が混入した小石で覆われているいわゆる暗渠溝である。SD34は切っているが、SD33には切られている。

SD36 SD31・32の断面で確認されてはいたが、基本的にSX05及び第Ⅱ層整地層を取り除いた時点で検出された東西溝である。溝はSD32を東に越えたところで終息しているが、西端では丁字状に南にもう一本溝が伸びている。幅は1.0～1.2mで、深さは最深部で検出面より50cmを計測する。溝底には多数の瓦が堆積していたが、凹凸があり高さは一定していない。瓦は大小様々で、白鳳期と奈良期の瓦が混在していた。

【南浦3地区】

南北の市道沿いにトレンチを設定した。基本的層位は第Ⅰ層・砂利混入青灰褐色砂質土(表土)、第Ⅱ層・青灰褐色砂質土(旧耕作土)、第Ⅲ層・淡褐色砂質土(中世遺物包含層)、第Ⅳ層・黒褐色粘質土瓦層(平安時代遺物包含層)、第Ⅴ層・黄灰色粘質土(地山)で、第Ⅰ層上面から地山直上まで約80cm前後である。調査区の北端では南浦2地区と同レベルで地山が検出されたが、約1m南へいった所で深さ約40cmの落ち込みがあり、結局、その落ち込みは調査区の南端まで続いていた。土層を観る限りにおいてこの落ち込みは自然地形ではなく人的な掘削によってなされたものである。その時期については、地山層上層の第Ⅳ層に灰釉陶器(折戸53号窯期)を上限とする土器(第18図-58～61)の出土があることか

ら、この時期以降と考えられる。

SB05 調査区の北部で検出された掘立柱建物跡で、4柱穴分が検出されたが、西隣接の南浦2地区内にそれに見合う柱穴が無いことから、建物は東側に続くものと考えられる。柱穴は北端の一つを除き、前述したように削平されていたため痕跡程度の残り具合であった。柱掘形は一辺が80～100cmの隅丸方形を成し、柱根は径50cm前後の円形で、北端の柱穴で深さは検出面より35cm前後を測る。柱間は2.35mの等間で、棟方向はN2°Wである。

SB06 SB05の南に続く形で検出された掘立柱建物跡で南北4間分を検出するが、柱穴は痕跡程度であり、南北にさらに広がっている可能性もある。建物は東西の柱穴が検出されていないので正確なことは不明だが、一応、東側に広がっているものとしておく。柱掘形は径60～80cmの不定形を成し、柱間は2.0mの等間で、棟方向はN3°Wである。

SX06 調査区の南一帯、第IV層で検出された瓦集積遺構である。南浦3地区全体に北端の一角を除き瓦の出土量が多いが、特にこの南側一帯では約20cmの厚さで瓦が密に堆積していた。瓦は二次的に投棄された状況であり、白鳳期、奈良期の瓦が混在し、軒瓦を多数含んでいた。また、南側で径1.5～2mの土坑が数基見つかっているが、故意に設けた土坑というより瓦溜まりの落ち込み土坑である。

【南浦4地区】

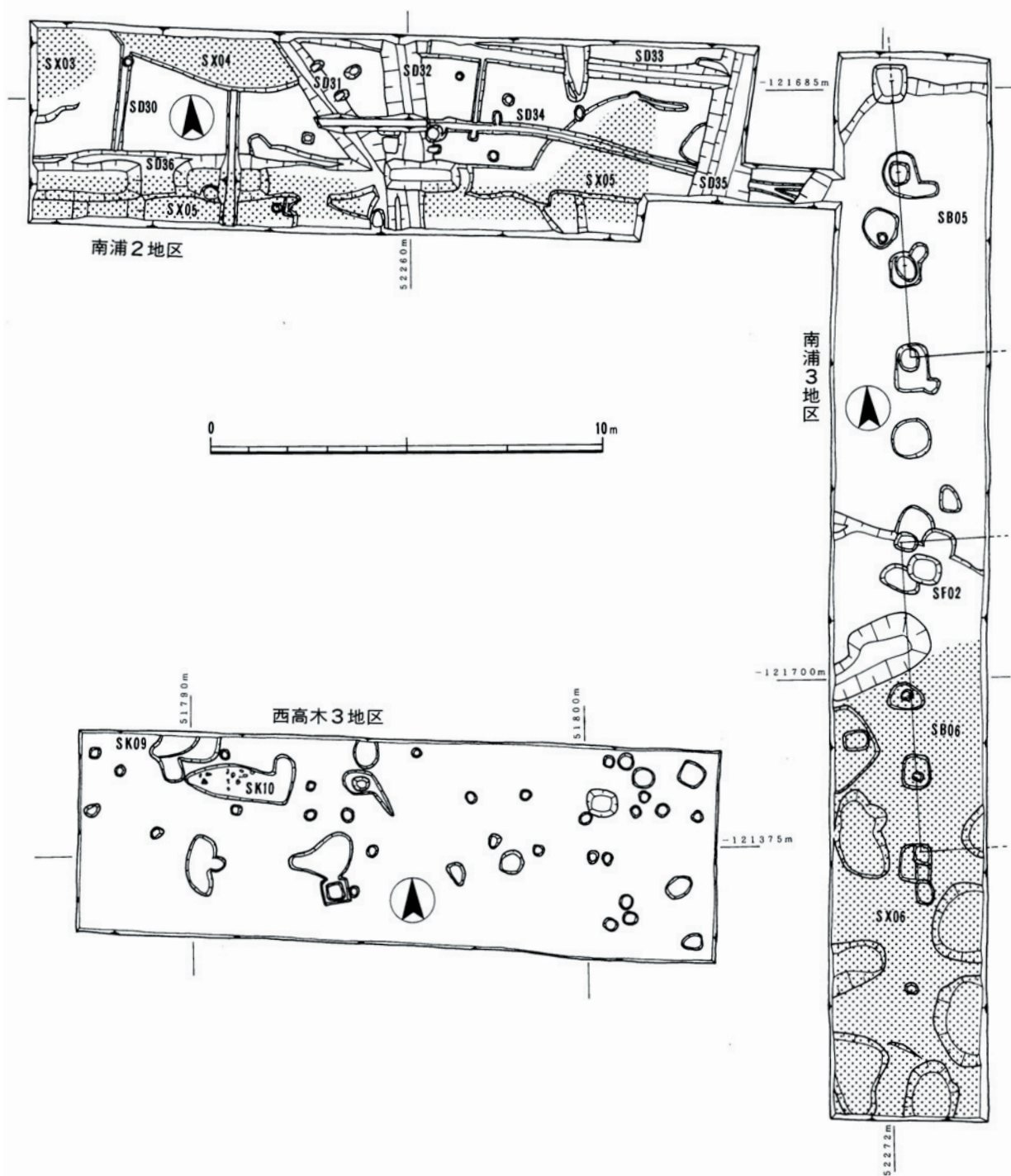
南浦4地区は南浦3地区の南西に位置し、現在でも畑作地として使用されている土地である。北部20mは4m幅、南部15mは2m幅のトレンチを設定して調査を行った。北部では耕作土約15cmを除去すると赤褐色粘質土の地山がすぐ検出されたが、南部のトレンチでは、瓦片が混入した灰黄褐色粘質土層が耕作土の下を覆い、全体として耕作土上面から地山直上まで約40cm程の深さとなった。

SD37～39 北部トレンチで検出された東西溝である。SD37は幅40cm、深さは検出面より15cm前後、SD38は幅50cm、深さは検出面より10cm前後で共にSK09を切っている。SD37は多量の瓦片を埋土に含んでおり、暗渠溝と考えられる。SD39は幅60cm、深さは検出面より15cm前後で、SK10とSK11を切っている。3条の溝は幅が似かよって、共に方向を同じくすることから同時期に存続したものと考えられる。埋土からは瓦片のみの出土であり、時期は不明。

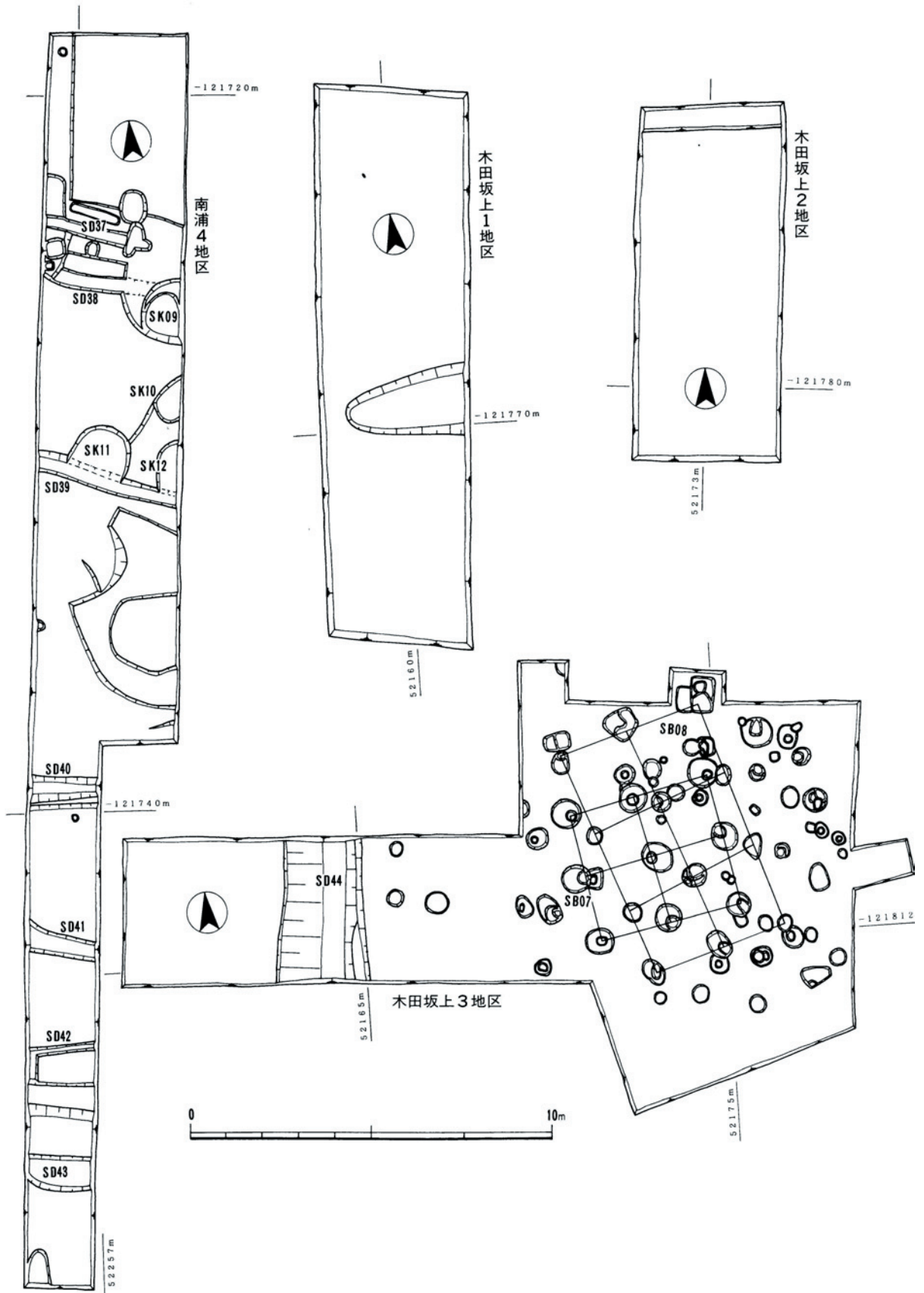
SD40～42 南部トレンチで検出された東西溝である。SD40は幅50～80cm、深さは検出面より20cm前後、SD41は幅50～90cm、深さは検出面より10cm前後で共に西に向かって溝幅が拡大する。SD42は幅20cm、深さは検出面より10cm前後である。また、SD40の南側からSD42の南側までの間約8mにわたり深さ約10cm程落ち込んでいる。

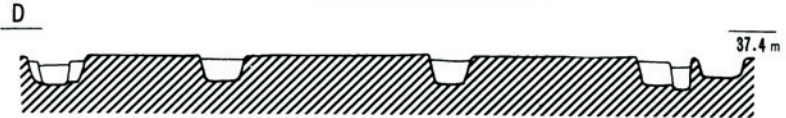
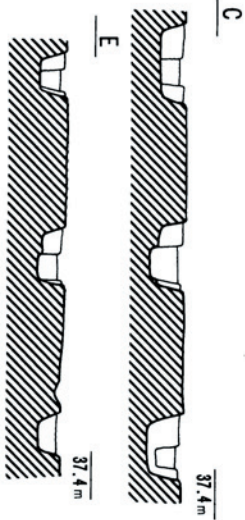
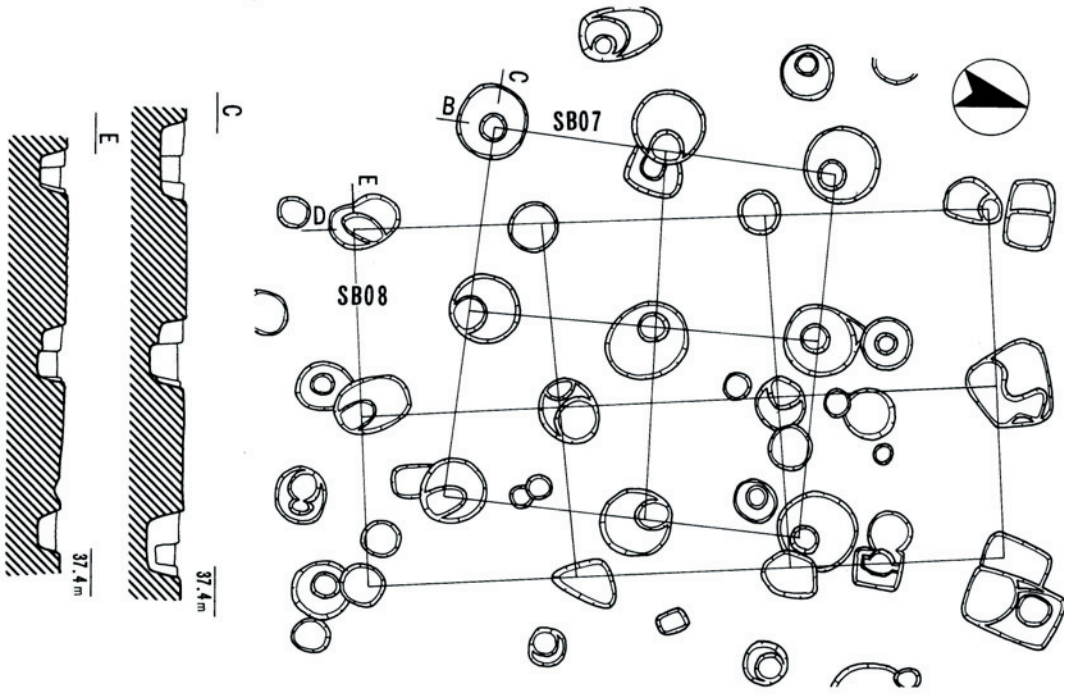
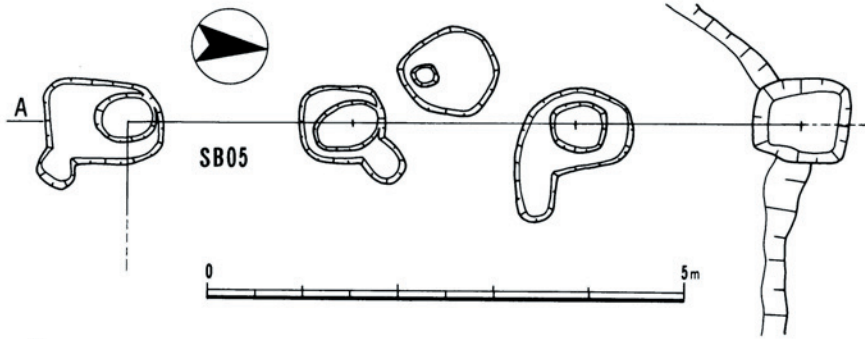
SD43 南部トレンチの南端で検出された東西溝で、幅約1.0m、深さは検出面より15cm前後である。埋土中より古墳時代の須恵器(第16図-66・68)や土師器が出土している。

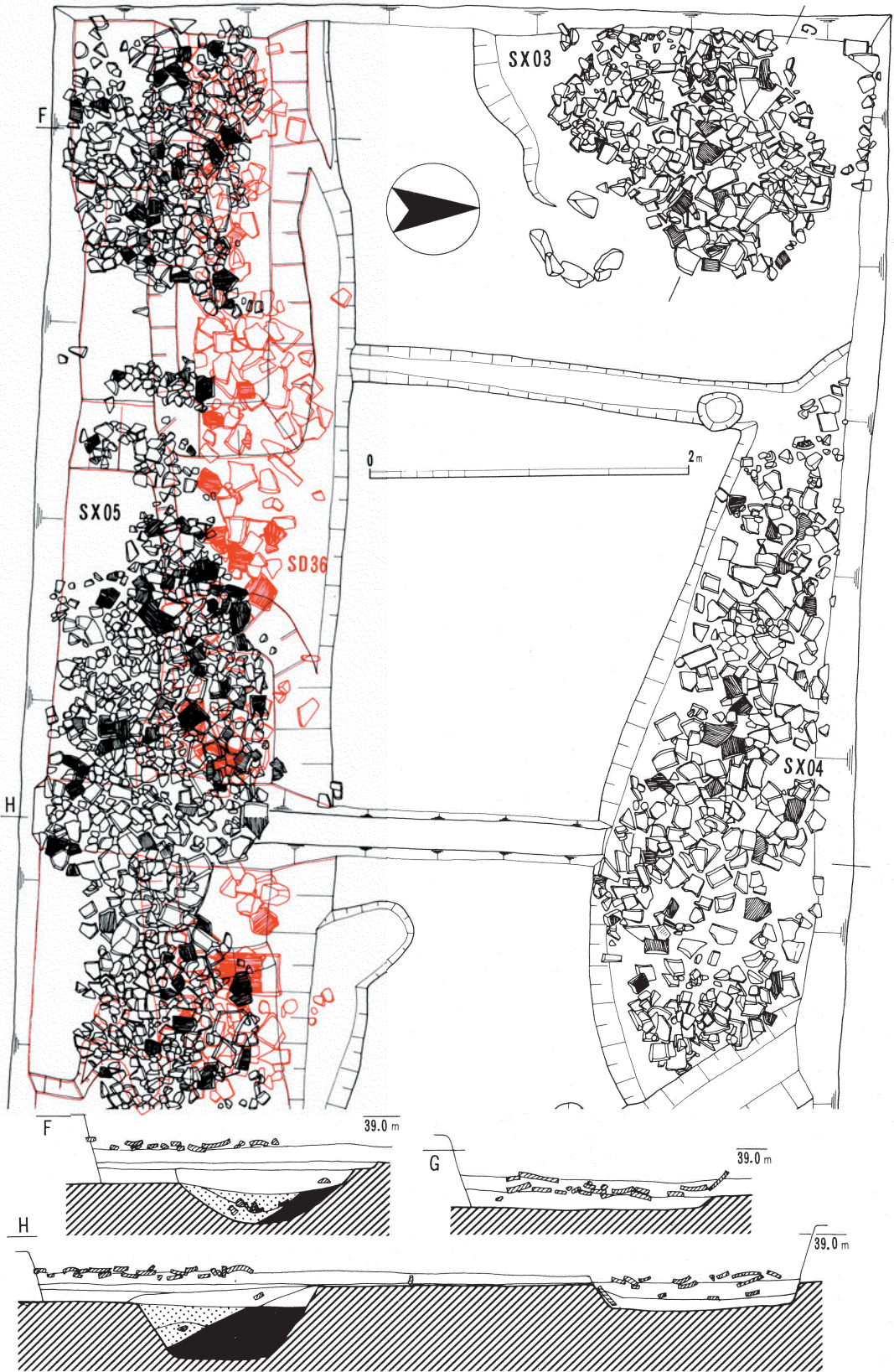
SK09～12 4基の土坑は共に径2～3m、深さは検出面より10～15cmで、円形ある



第6図 遺構全体実測図 (1:160)







第 8 図 S X 03~05・S D 36遺構実測図 (1 : 40)

いは楕円形を呈するが、出土遺物も瓦片以外は無く、性格は不明である。

【木田坂上 1 地区】

県道・四日市—鈴鹿環状線沿いに南北トレンチを設定する。第Ⅰ層(淡黄褐色砂質土:耕作土)、第Ⅱ層(青灰褐色砂質土)、第Ⅲ層(褐色粘質土)は明確に区分され、地山検出面までの深さは60～40cmである。出土遺物は山茶碗片2点と瓦片数点に留まる。中央で落ち込み状の土坑を検出するが、浅く、出土遺物もなく性格は不明である。

【木田坂上 2 地区】

木田坂上 1 地区の東方約 10 m で国分基地の南の位置に設定する。耕作土(約 35 cm)の直下は大粒の砂利層であった。置土とも考えられたので北部にサブトレンチを設けて掘り下げたが、やはり砂利層であったので、自然地層と判断した。遺構と遺物は全く無い。

【木田坂上 3 地区】

墓地の南方約 50 m に位置し、南側は比高差約 5 m 程の崖になっている。耕作土約 20 cm の直下が地山=検出面で、包含層は基本的に無い。

SB07 2 間(3.6 m)×2 間(4.0 m)の総柱の掘立柱建物跡で、柱間は東西が 2.0 m +2.0 m、南北が 1.8 m +1.8 m の等間である。棟方向は E11° N で、柱掘方は径約 80 cm 前後の円形をなし、柱根は径約 30 cm 前後で、深さは検出面から 30～40 cm 程である。柱掘方内遺物から奈良時代の建物跡と考えられる。

SB08 2 間(3.8 m)×3 間(6.6 m)の南北棟の総柱掘立柱建物跡である。SB06 と重なっているが、柱掘方の切り合い関係から SB08 の方が新しい。柱掘方は検出面からの深さ 30～40 cm、幅 30～70 cm の不定形でバラつきがあり、柱根は基本的に検出できなかった。柱間は、桁行西側が 2.3 m +2.4 m +1.9 m、桁行東側が 2.15 m +2.1 m +2.35 m、梁行は 1.9 m +1.9 m で棟方向は N21° W である。柱掘方内遺物は無く、時期は不明である。

SD44 調査区の西側で検出し、ほぼ真北にのる南北溝である。幅は北端で 2.1 m、南端で 2.6 m、深さは検出面より 25 cm を計測する。南側底には小石が多数混入していた。出土遺物より奈良時代の溝と考えられる。

III. 出土遺物

出土遺物の大半は瓦類で、その数は土嚢袋にして約 400 袋に達する。その大半は南浦 2 地区及び南浦 3 地区からの出土である。軒瓦の型式、地区別出土数は下表の通りである。

地区	型式	軒 丸 瓦					軒 平 瓦				
		Ⅱ	V A	V B	Ⅵ	Ⅷ A	Ⅷ B	I B a	I B b	I B a、b不明	IV B e
南浦 2 地区		3			1	1	1	2 6	2 7	1 3	3
南浦 3 地区		1 8	4	1		1	1	2 3	2 8	9	7
南浦 4 地区		3						1	9		1
計		2 4	4	1	1	2	2	5 0	6 4	2 2	1 1

※型式は「伊勢国分寺跡第 3 次発掘調査概要報告」(1991) による。

〈瓦類〉

1. 軒丸瓦 (1～3、5～7；SX06、4；SD32)

4 型式 6 種類の瓦が出土した。Ⅱ型式軒丸瓦が総数 24 個体で全体の 70% に達し、他型式は僅少である。

Ⅱ型式 (1、2) 単弁八葉蓮華文瓦。蓮弁は細く、子葉を持ち、間弁は大きく平面的である。中房は径 3.0 cm、1+8 の蓮子を持つ。外区は素文縁で、内区との間に一重の圈文を有する。面径 16.5 cm。丸瓦部外面はナゲ消し調整、内面は布目痕跡をよく残す。

V A型式 (6) 単弁十二葉蓮華文瓦。蓮弁は重弁で、径 4.3 cm の中房には 18 個の蓮子を配する。外区は 35 個の珠文帯で、面径は 13.5 cm。丸瓦部外面は縦方向の荒いケズリを施し、瓦当面裏下半部は横方向のケズリ、丸瓦との接合部分はヨコナゲ痕跡を残す。瓦当面は木目(柾目)の筈痕跡が明瞭である。胎土は 1 mm 前後の砂粒を少量含み、焼成は良好で淡青灰色を呈する。

V B型式 (7) 単弁十二葉蓮華文瓦。蓮弁は重弁で、弁先が僅かに盛り上がる。径 6.0 cm の中房には 1+8+12 個の蓮子を配する。外区は 36 個の円座を有する珠文帯で、面径 16.3 cm。胎土は緻密で、赤黄褐色を呈する。

Ⅳ型式 (8) 単弁十四葉蓮華文瓦。弁形は V B 型式に類似する。小片ではあるが、これまでの出土例から、径 5.0 cm の中房には 1+4+8 の蓮子、外区は 25 個の珠文帯。面径 17 cm。

Ⅷ型式 (3～5) 複弁八葉蓮華文瓦。外区は素文縁で鋸歯文等は認められない。中房径の大小によりⅧ A 型式 (3、4) とⅧ型式 (5) に細分される。共に蓮子は 1+4+8 個で、Ⅷ A 型式は中房径 7.0 cm で蓮子には周環が認められる。Ⅷ B 型式は中房径 6.3 cm。面径は共に 17.3 cm。

2. 軒平瓦 (9、12、14～16；SD36、10、17；SX04、11；SX05、13；南浦 4 地区)

2 型式 3 種類の軒平瓦が出土した。数的に軒丸瓦出土量を圧倒する。

I B型式 重弧文軒平瓦。弧文は四重で、顎の有無により I B a (無顎) 型式 (9～12) と、I B b (有顎) 型式 (13～16) に細分されるが、出土個体数にさほど差が無い。I B a 型式は弧文の二段目と三段目で貼り合わせている。凹面は糸切り痕、布目痕が明瞭で、所々側縁に沿った縦方向のケズリを施す。側縁上部に面取りを施すことは希である。I B b 型

式は顎の部分を貼り合わせているが、その際、貼り合わせ両面に縄目タタキや荒い刷毛目、格子目タタキを施している。顎の幅は一樣ではなく、4～12cmの幅を持ち、最も多いのが11cm前後である。側面上部と瓦当部分上面端部は大きく削り取って面取りが施されている例が多い。また、瓦当下弦両端部分は大きく削り取っている。13は完形品で、瓦当面の中心幅2.8cm、上弦幅24cm、成形技法は平瓦のA種を主体とし、凹面は糸切り痕と布目痕が明瞭でその後側面に添ったヘラケズリが施されている。凸面は斜め縄目タタキが施されている。15は三重弧文であるが、本来は四重弧文で、上の一重弧は大きく削り取られているためであろう。

IV B e 型式 (17) 均正唐草文軒平瓦。今回、初めて確認された型式で、中心飾りは二重で鼻の形状を呈し、左右対称に唐草を巻く。文様は僧寺出土のIV B a 型式に極めて類似し、外区の珠文数も15+2+2+15個の同一で、彫り直しの範によるものであろう。ただ決定的な相違は珠文帯の左右両端に幅1.2cmほどの素文の縁を持つことである。瓦当面の中心で幅5.5cm、上弦幅は26cm。成形技法は平瓦のC種で凹面は布目痕の後ナデ消し、凸面は平行縄目タタキ成形。胎土は1mm前後の砂粒を少量含み、焼成は良好で、青灰色を呈する。

3. 丸瓦

出土丸瓦の殆どが小さな破片で、全形を把握できるものは皆無である。また、摩滅によって成形技法が不明な瓦も多く、さらに細分されることも考えられるが、ここではその形態のみにおいてA種(行基葺式瓦)とB種(玉縁式瓦)のみに分類する。

A種 (18～22) いわゆる行基葺式丸瓦で、正確な統計は出していないが、丸瓦の80%以上はこの行基葺式丸瓦である。基本的には凸面は縄目タタキの後、きれいにナデ消されているが、希に半円形にヘラケズリされている例もみられる。凹面は例外なく布目痕が見られ、端部内側は面取りされている。厚みは1.7～2.0cm、広端部の幅は16cm前後、高さ8cm前後、狭端部の幅は9～11.5cm、高さ5～6.5cmである。胎土は1～2mmの砂粒を少量含み、焼成はあまいものが多く、固い須恵質のものは希で、赤褐色や黄褐色を呈するものが多い。

B種 (23) 玉縁式丸瓦で、凹面、凸面共に成形技法はA種と同じである。厚みは1.8～2.5cm、玉縁部分は幅10.0～13.0cm、高さ6cm前後、丸瓦部分は幅16cm前後、高さ9cm前後である。胎土は1～3mmの砂粒を少量含み、焼成はあまいものが多く、赤褐色ないし黄褐色を呈する。

4. 平瓦 (24～26、28～33；SX06、27；SX04)

基本的に桶巻き造りによる4分割技法によって製作されている。凹凸両面の成形技法の相違によりA～G種に細分する。

A種 (24、25) 凹面の多くは糸切り痕跡が明瞭で、その後、布目痕、側縁に添ったヘラケズリが所々に成されている。端部は4隅ともは基本的に幅2～3cmの浅い面取りが施さ

れている。凸面は側面に対して斜めの縄目タタキ成形。24は今次調査唯一の完形品で、長さ38.0cm、側端の幅は上弦で狭部21.5cm、広部25.0cm、厚み2.2～2.4cm。胎土は1～2mm砂粒を多く含み、焼成は良好で、灰色を呈する。A種は全体の半数以上に達すると考えられ、その出土量と軒平瓦の成形技法からみて、白鳳期に位置づけられる手法の平瓦である。

B種 (26、27) A種に類似するが、凹面は糸切り痕の後は布目痕のみで、他の成形は成されておらず、面取りも原則として浅く側縁側にのみ施される。凸面は側縁方向に平行の縄目タタキが成されている。26は模骨痕が明瞭である。27は糸切り痕跡が極めて明瞭で、全体に肥厚で(3.4cm)、側端端部は未調整である。

C種 (28) 凹面は糸切り痕は全く見られず、布目痕をヨコナデを主体にすり消している。側縁端部に幅の狭い面取りを施す。凸面はB種と同じ側縁方向に対して平行の縄目タタキ成形。胎土は1～2mm砂粒を少量含み、焼成は良好(須恵質)で、青灰色を呈する。

D種 (29) 凹面は布目痕の後、側端方向に添ってヨコナデやヘラケズリによりすり消されていて、端部の4隅は幅の狭い面取りを施す。凸面は縄目タタキの後、ナデあるいはヘラケズリによりすり消されている。模骨痕が見られ、胎土は緻密、焼成は良好(須恵質)で淡青灰色を呈する。

E種 (30、31) 凹面は布目痕のみで、端部は原則として面取りは施さない。凸面は所々すり消されてはいるが、A～C種に見られる縄目よりも大きな縄目のタタキが施され、31は側縁側に面取りが見られる。胎土は少量の砂粒を含み焼成は良好(須恵質)である。

F種 (32) 凹面は布目痕のみで、中には端部4隅とも面取りが施されている例もある。凸面はタタキが全く見られない程にすり消している。布目のズレ痕跡及び模骨痕が明瞭。緻密な胎土で、焼成は良好、乳白色を呈する。

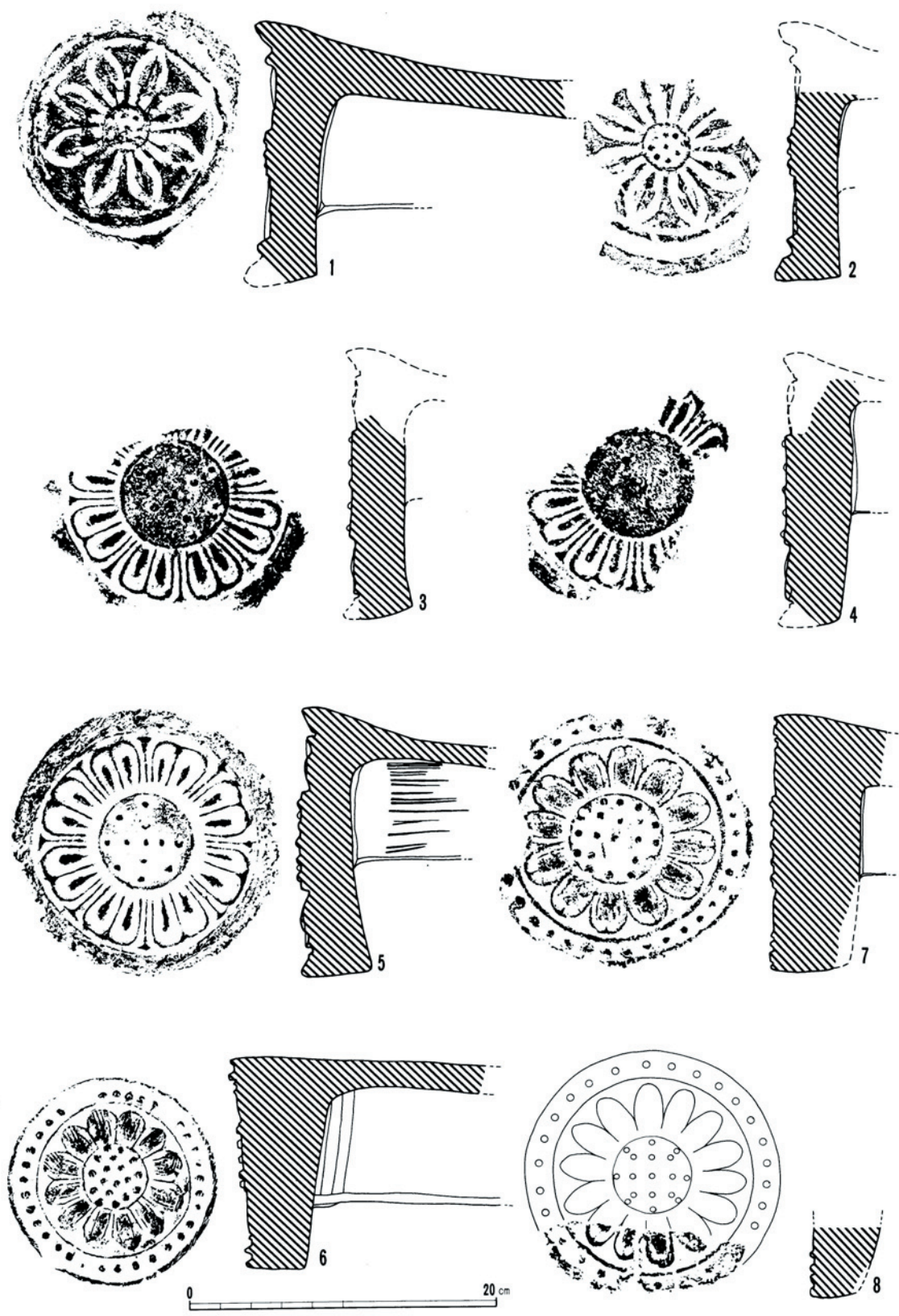
G種 (33) 凹面は布目痕の後、側縁方向に所々ヨコナデ、面取りは施さない。凸面は正格子目タタキ(タタキ目原体4.9×8.3cm)が施される。2～3mm砂粒を少量含み、焼成は良好(須恵質)で、青灰色を呈する。平瓦全体の中にあっては極めて少数で今次調査では4点が確認されているにすぎない。

5. 道具瓦 (34; SX04、38; SX05、35～37; SX06)

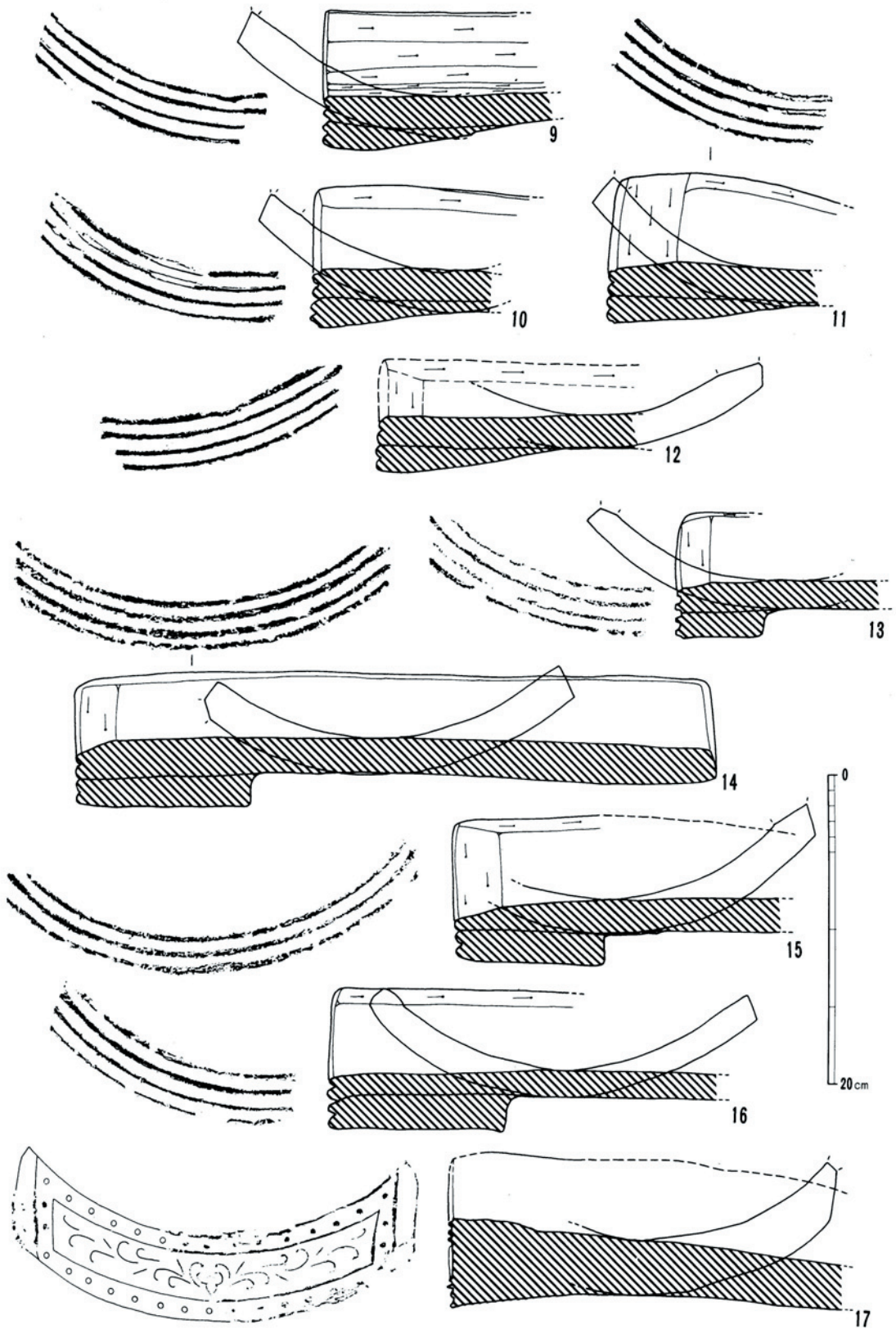
熨斗瓦 (34～36) 幅の異なる2種類が確認された。34・35は平瓦を4分割した大きさで、下弦幅は10.5～12.0cm、36は2分割した大きさで下弦幅は16.5cmで共に平瓦B種の成形技法による。

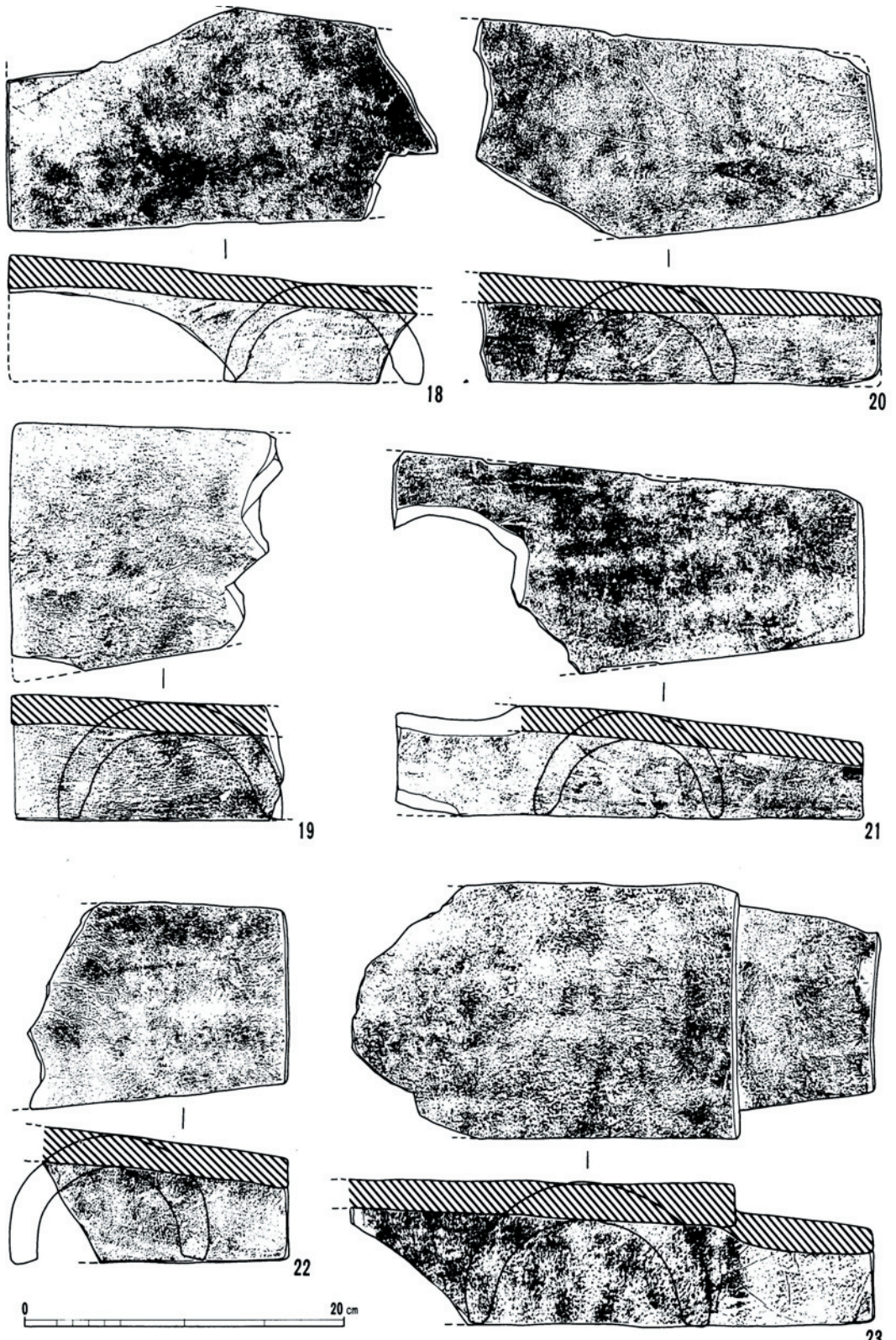
隅切瓦 (37) I B b型式軒平瓦の隅切瓦で、弧文の幅は他の軒平瓦よりも大きく3.5cmを測る。顎幅は6.5cmで、下3段を接合しており、顎底面には3条の弧文を巡らしている。隅切りの角度は50°である。1mm前後の砂粒を少量含み、焼成は良好で乳白色を呈する。

線刻文瓦 (38) 平瓦A種の凸面にヘラ状工具で線刻の文様を描いている。破片で全体を把握できないが、蓮弁を巡らせた仏画の様でもある。緻密な胎土で焼成は良好、灰白色を呈する。



第9图 軒丸瓦実測図 (1 : 4)

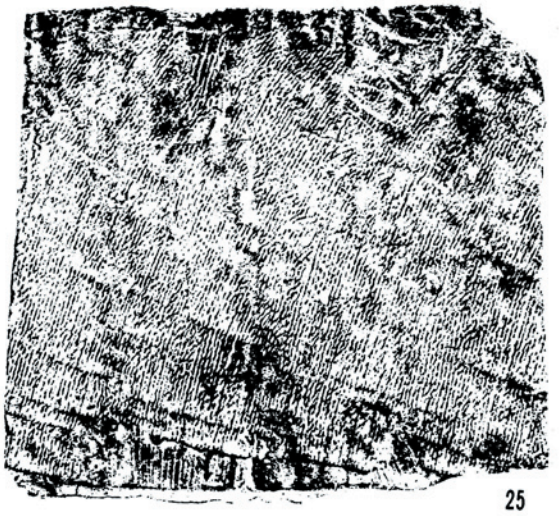
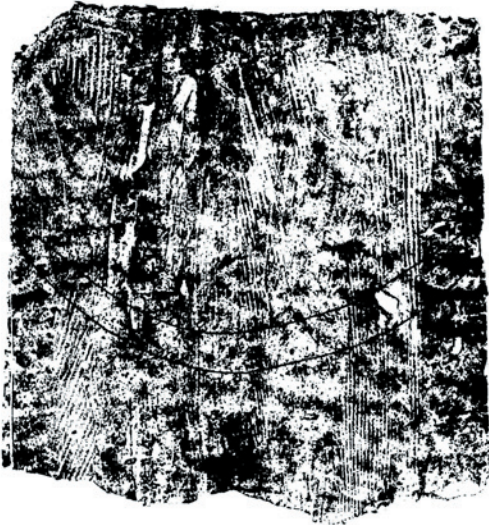




第11図 丸瓦実測図 (1 : 4)



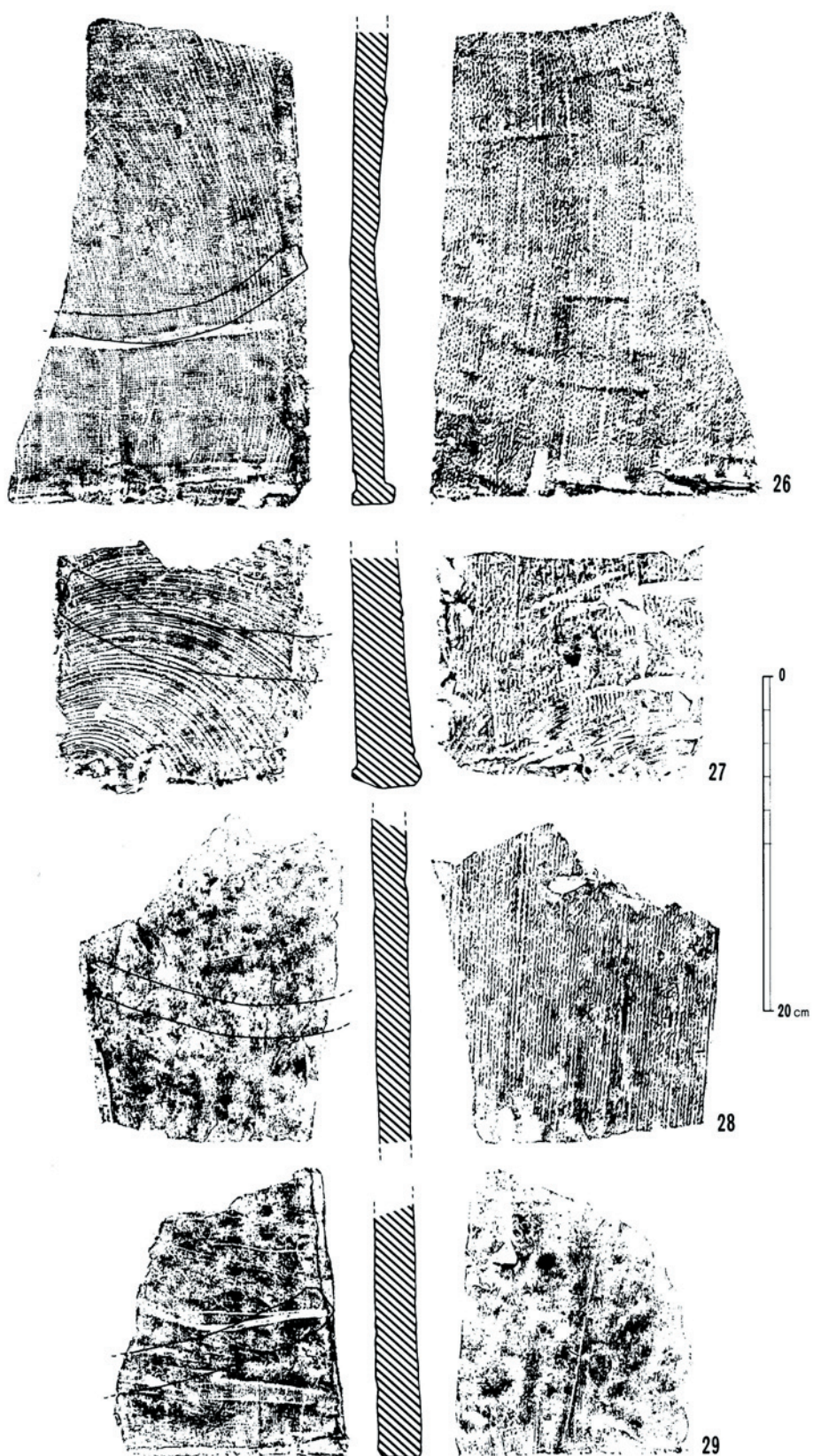
24



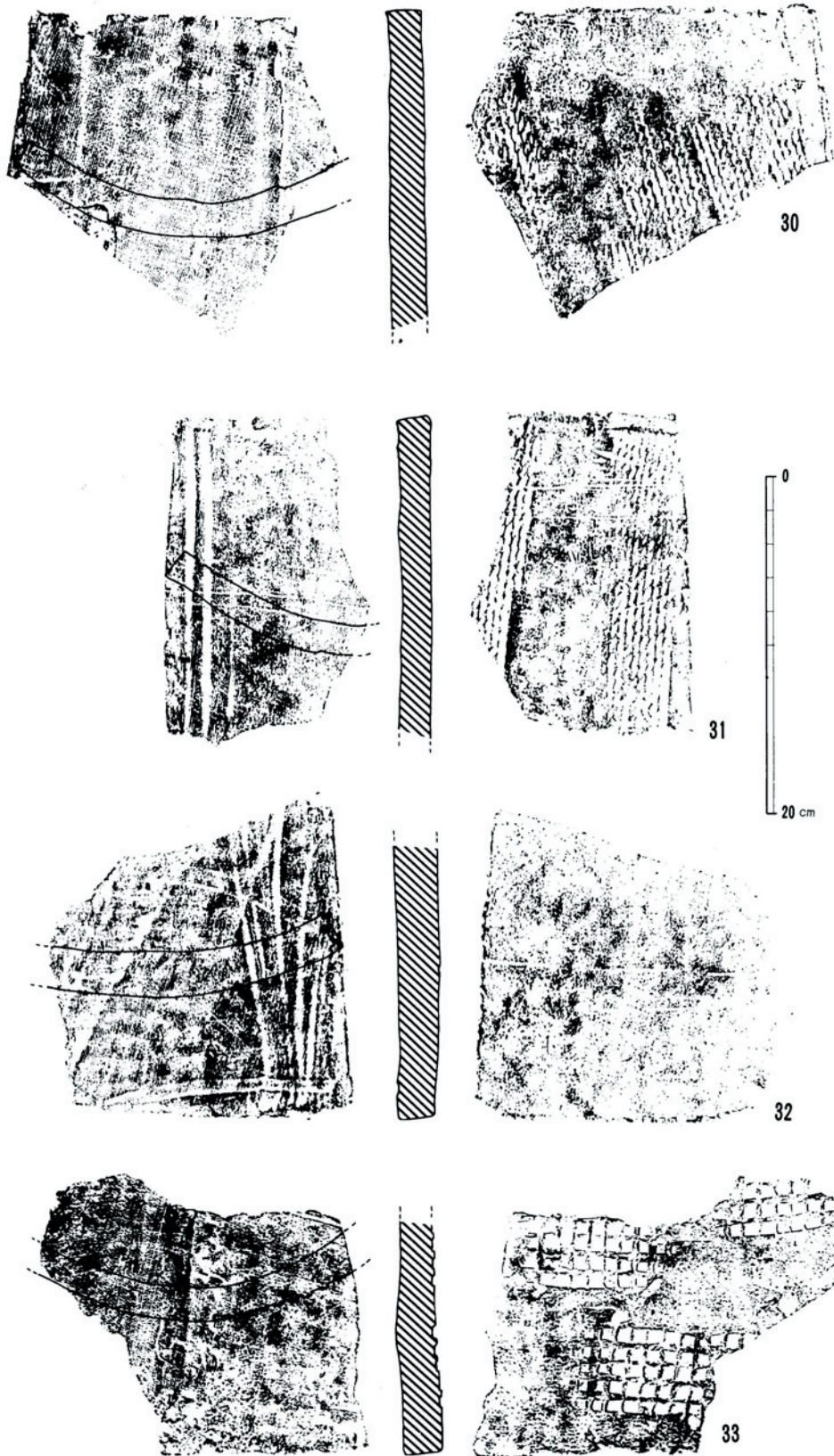
25

0 20 cm

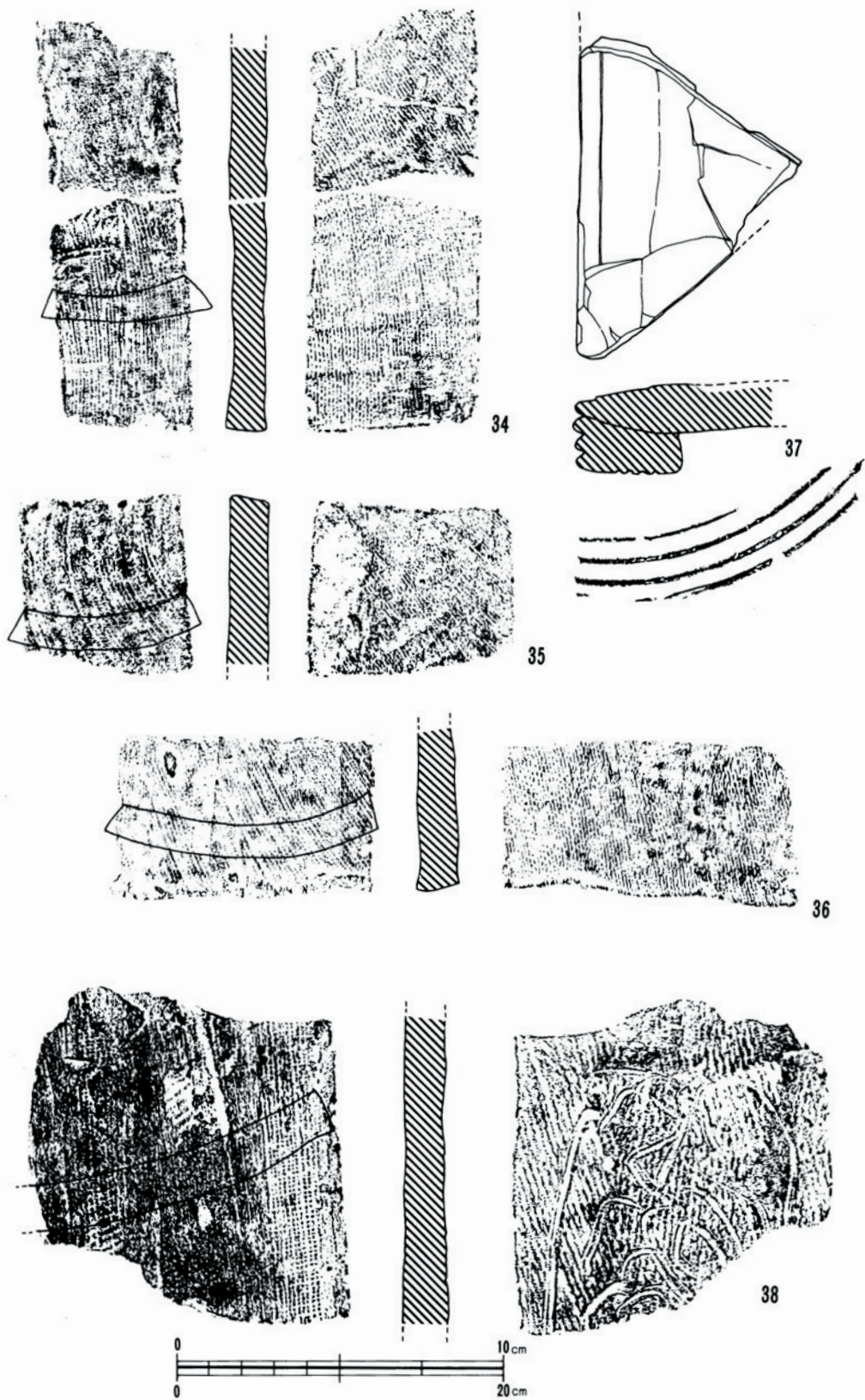
第12図 平瓦実測図1 (1 : 4)



第13図 平瓦実測図 2 (1 : 4)

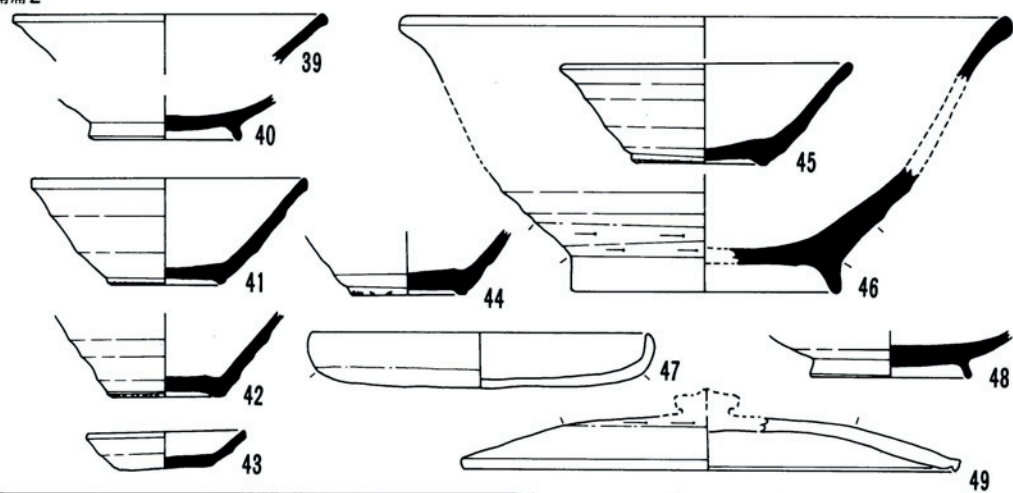


第14图 平瓦实测图3 (1:4)

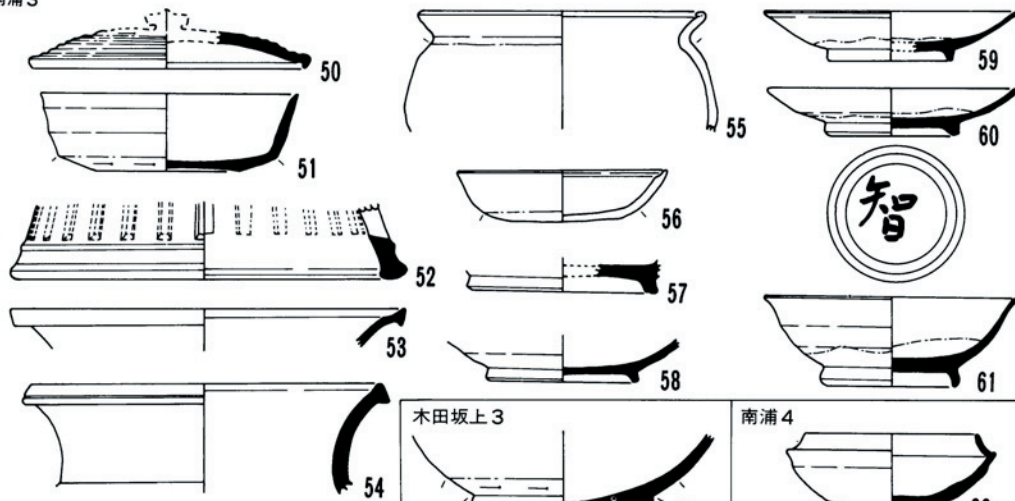


第15図 道具瓦実測図（1：4ただし38は1：2）

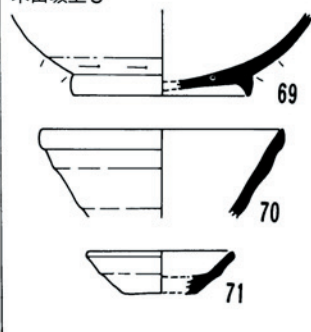
南浦2



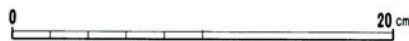
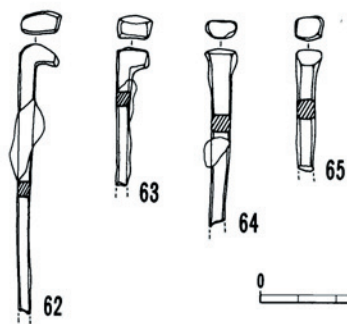
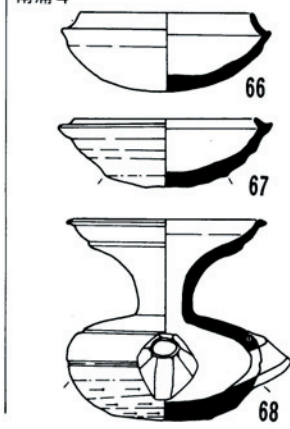
南浦3



木田坂上3



南浦4



第16図 土器類実測図 (1 : 4)

〈土器類〉

【南浦2地区】(39、40；SD31、41～43；SD32、44～46；SD34、47；SX04、48、49；SX05)

山茶碗(39、41、42、44、45) SD31、32、34を中心に出土した。底部見込み部分はやや落ち込み、底部から体部にかけては直線的に立ち上がり、口縁は僅かに外反し、端部はやや厚い。高台は粗雑で粉殻痕をよく残す。法量は口径14.5～15.5cm、高台径5.8～6.5cm、器高5.2～5.8cm、胎土は大粒の砂粒や長石粒を含み、それが吹き出しており、瀬戸窯の特徴をよくあらわしている。藤澤編年6型式。

山皿(42) 口径8.3cm、底径4.9cm、器高1.9cmで上記の山茶碗に共伴する山皿である。内面はススがよく付着している。

鉢(46) 口縁端部はやや外反し、断面形状は丸い。底部外面は糸切り痕をナデ消し、内面はよく摩滅している。推定口径31cm前後、高台径13.0cm。

灰釉陶器(40、48) 高台径は40が7.6cm、48が8.0cmで共に底部はヘラ削りされ、高台は細長く端部は丸くおさまる。胎土は緻密で淡灰色を呈する。

土師器皿(47) 推定口径17.5cm前後、器高3.0cmで底部は平で体部は内傾し、端部は丸くおさまる。口縁はヨコナデ、底部は未調整である。胎土は緻密で赤褐色を呈する。

土師器蓋(49) 推定口径25cm前後、宝珠つまみを欠くが、器高は4cm前後になるものと思われる。天井部1/2はヘラ削り、口縁端部は屈曲して下方に向く。1mm前後の砂粒を少量含み、赤褐色を呈する。

【南浦3地区】(全て第IV層遺物包含層)

須恵器蓋(50) 推定口径14.5cm、宝珠つまみを欠くが、天井部は凹凸が激しく、つまみに近い部分はヘラ削りされている。胎土は緻密で灰白色を呈する。

須恵器壺(54) 口径18.4cm、内外面ともロクロナデ成形で、口縁は外反し、端部はハの字状に面をつくる。外面に一条の沈線を巡らしている。1～2mmの砂粒を少量含み・焼成良好で、青灰色を呈する。

硯(51、52) 51は須恵器杯の転用硯で、内面底部はよく摩滅し、全面に朱墨が認められる。法量は口径13.6cm、器高4.1cm、底径7.6cm。体部はロクロナデ、底部はヘラ削りされ

ており、口縁端部はやや外反して細くおわる。胎土は緻密で青灰白色を呈する。52は圈足硯で、脚部推定口径20cm、長方形の透かしを有すると考えられる。胎土は緻密で、焼成は良好、灰白色を呈する。鈴鹿市内では境谷遺跡(圈足硯)、稻生東遺跡(圈足硯)、西高山C遺跡(三足硯、圈足硯2)、末野C遺跡(圈足硯)に次いで7例目の出土となった。

土師器甕(55) 推定口径14.5cm、口縁ヨコナデ、体部ユビオサエ成形による。口縁はくの字に外反し、端部は僅かに折り返している。外面は全面にススが付着している。胎土

は緻密で淡黄褐色を呈する。

土師器杯 (56) 口径 11.0cm、器高 2.7cm、口縁ヨコナデ、底部はユビオサエ成形。口縁端部は内面に僅かに稜を持ち丸くおさまる。1mm 前後の砂粒を少量含み、焼きはあまく、黄褐色を呈する。

緑釉陶器 (57) 今次調査で 1 点のみ出土した。推定高台径 9.6cm の皿で、底部は糸切り痕が明瞭で、高台端部は内面に浅い段を持つ。緑釉は底部、高台部全面に施される。胎土は緻密で、胎土色は黒灰色を呈し、焼成は良好である。

灰釉陶器 (53、58～61) 第IV土層中に多量に出土した。53 は壺で、推定口径 21.0cm、内外面とも濃い灰釉が掛かっている。59・60 は皿で、口径は 13.0cm、器高 2.5cm、高台径 6.5cm、底部は糸切り痕がみられ、高台は逆三角形を呈する。灰釉は漬け掛けされている。60 の底部には「智」の字の墨書が見られる。58・61 は碗で、口径 13.0cm、器高 4.7cm、高台径 6.5cm、底部には糸切り痕がみられ、高台は三日月状を呈する。灰釉は同じく漬け掛けされている。胎土は緻密で焼成は良好で、灰白色を呈する。碗タイプは高台が三日月状を呈し、灰釉は漬け掛けされていることから折戸 53 号窯期に比定されるが、器壁は細く、口縁端部は僅かに外反することから折戸 53 号窯期でも黒笹 90 号窯期に近い要素を持っている。

鉄釘 (62～65) 断面が方形になる角釘で、頭部を折り曲げているタイプ (62、63) と折り曲げていないタイプ (64、65) の 2 種類が出土した。何れも先端部を欠き、全長を知り得ないが、17～18cm 程になるものと考えられる。

【南浦 4 地区】 (全て SD43)

須恵器杯 (66、67) 66 は口径 9.0cm、器高 4.1cm で、内外面ともロクロナデ成形、口縁部の立ち上がりは長く先端は丸くおさまる。67 が口径 9.4cm、器高 3.6cm で底部は未調整。口縁部の立ち上がり矮小化し、内傾して終わる。共に胎土は緻密で、焼成は良好、66 は乳白色、67 はセピア色を呈する。

須恵器はそう (68) 口径 10 cm 前後、器高 10.5 cm、頸部は比較的細く、口縁受け口部分は大きく開く。体部に 2 条の沈線を施し、底部はヘラケズリ成形されている。胎土は 1～2mm 砂粒が多く、青灰色を呈する。

【木田坂上 3 地区】 (全て耕作土層)

山茶碗 (69、70) 69 は高台径 9.0cm、高台は逆三角形を呈し、底部と高台の上部分はヘラケズリ成形されている。胎土は緻密で淡青灰色を呈する。70 は口径 12.6cm、体部は直線的に立ち上がり、口縁端部は白磁碗を意識した玉縁状に仕上げられている。胎土は 1～2mm 砂粒を多く含む荒手で、灰白色を呈する。

山皿 (71) 口径 7.6cm、器高 2.2cm、底部 4.0cm で口縁端部は丸く、外面に僅かの面を持つ。胎土は 2～3mm の砂粒を多く含む荒手で、焼成は良好、灰白色を呈する。

V. 小結

伊勢国分寺跡第 4 次調査は尼寺跡の寺域確認を目的にその推定地を重点的に実施したが、その結果数々の成果を得ることができた。2、3 の成果と課題を提起して小結としたい。

1. 軒丸瓦Ⅱ・Ⅷ型式について

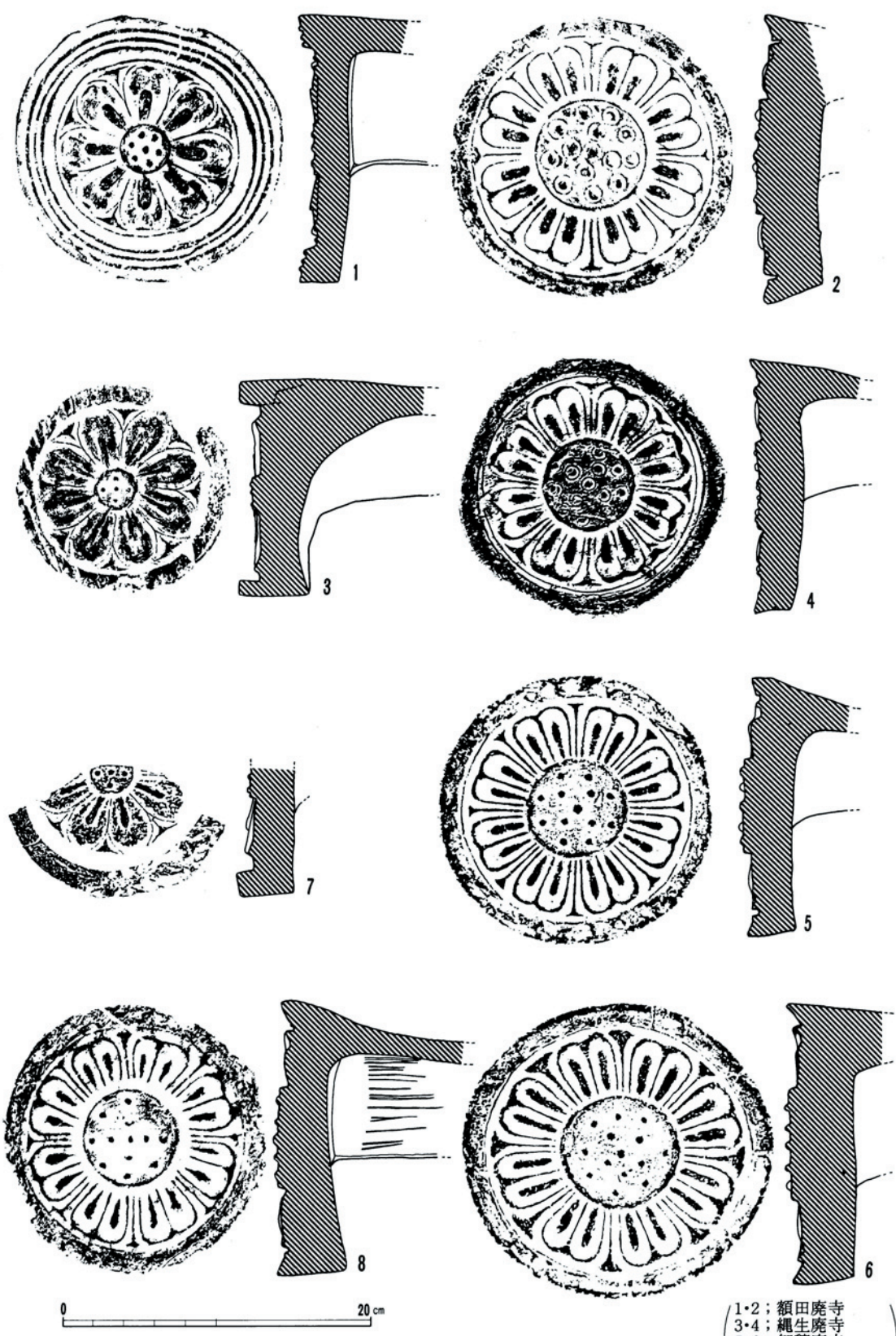
今回の調査では数多くの軒瓦の出土を見たが、中でも白鳳期に属するものと考えられる瓦に軒丸瓦Ⅱ・Ⅷ型式と軒平瓦ⅠB型式がある。軒丸瓦Ⅱ型式は大和山田寺式軒瓦を「蓮弁内に子葉を持つ単弁蓮華文の重圏縁軒丸瓦」と規定するならば広義の山田寺式軒丸瓦の範疇に入るものである。しかし、蓮弁や間弁、圏線の形態は祖形の山田寺跡出土軒丸瓦とは一見してイメージを異にする。蓮弁は輪郭線を伴わず、弁先は尖り、何より間弁の平面的な形態は畿内には類例が無く、伊勢国内では桑名郡北小山廃寺(馬場上廃寺)や南小山廃寺に、近隣では近江安養寺廃寺等に類似瓦を認められる。あるいは大和法起寺創建瓦に祖形が求められるのかも知れない。この型式の軒丸瓦に伴う軒平瓦はⅠB型式の重弧文軒平瓦と考えられ、出土量からいっても共に伊勢国分寺前身寺院の創建瓦と考えられる。

軒丸瓦Ⅷ型式は素文縁複弁蓮華文瓦で、大和川原寺式軒丸瓦に属するものである。川原寺の創建は天智天皇元(662)年以降、天武天皇2(674)年の間に考えられている。外区に鋸歯文を持たない素文縁は飛鳥寺(XIV型式)や元興寺で大量に出土しており、その実年代を680年代から710年の間に想定している。本遺跡出土の軒丸瓦Ⅷ式は中房径の相違によりA種とB種に細分されるが、型式的に周環を持つA種がB種に先行するものであり、実年代として680年代を大きく下らない時期が与えられよう。県内でも川原寺式軒丸瓦は多数出土しているが、大和出土の祖形により近いものとしては、伊賀国財良廃寺、三重郡智積



第17図 壬申の乱関係図

廃寺、朝明郡繩生廃寺、桑名郡額田廃寺が知られる。額田廃寺出土瓦(第18図-2)は川原寺出土瓦と同範で、外区の縁に僅かの面違い鋸歯文の痕跡を残し、胎土、焼成からみて大和から直接持ち込まれたものと考えられている。繩生廃寺出土瓦(第18図-4)は蓮子の周環を残すものの、外区の縁の傾斜が緩やかで、彫りも浅く内区との間に細い二重の圏線を持つのが特徴である。智積廃寺出土瓦(第18図-5、6)は直径と蓮子数の相違によりA種とB種に細分されるが、径の小さいA種が本遺跡Ⅷ型式瓦に最も類似する。これらの寺院は何れも壬申の乱(672年)のルート上に位置しており(第17図)、この伊勢国分寺前身



第18図 北勢地方出土の山田寺式・川原寺式軒瓦実測図 (1:4)

- 1・2 ; 額田廃寺
- 3・4 ; 繩生廃寺
- 5・6 ; 智積廃寺
- 7 ; 土師南方遺跡
- 8 ; 伊勢国分寺跡

寺院もそのルート上の一つの寺院跡に他ならない。すなわち郡司級の豪族の乱に対する論功行賞の一つの結果として、天武天皇と関わり深い川原寺式軒瓦の使用が許可されたものである。この「郡司級の豪族」とは「日本書紀」等に度々登場する河曲郡の豪族「大鹿氏」以外考えられず、伊勢国分寺前身寺院はこの大鹿氏の氏寺として建立された可能性が極めて高いと言えよう。また、軒丸瓦Ⅱ型式がⅧ式に先行するものであるとするならば、縄生廃寺や額由廃寺など北勢地方に特有にみられる山田寺式から川原寺式軒丸瓦に変遷する寺院の一つとして捉えることもできる。

2. 伊勢国分尼寺跡の位置について

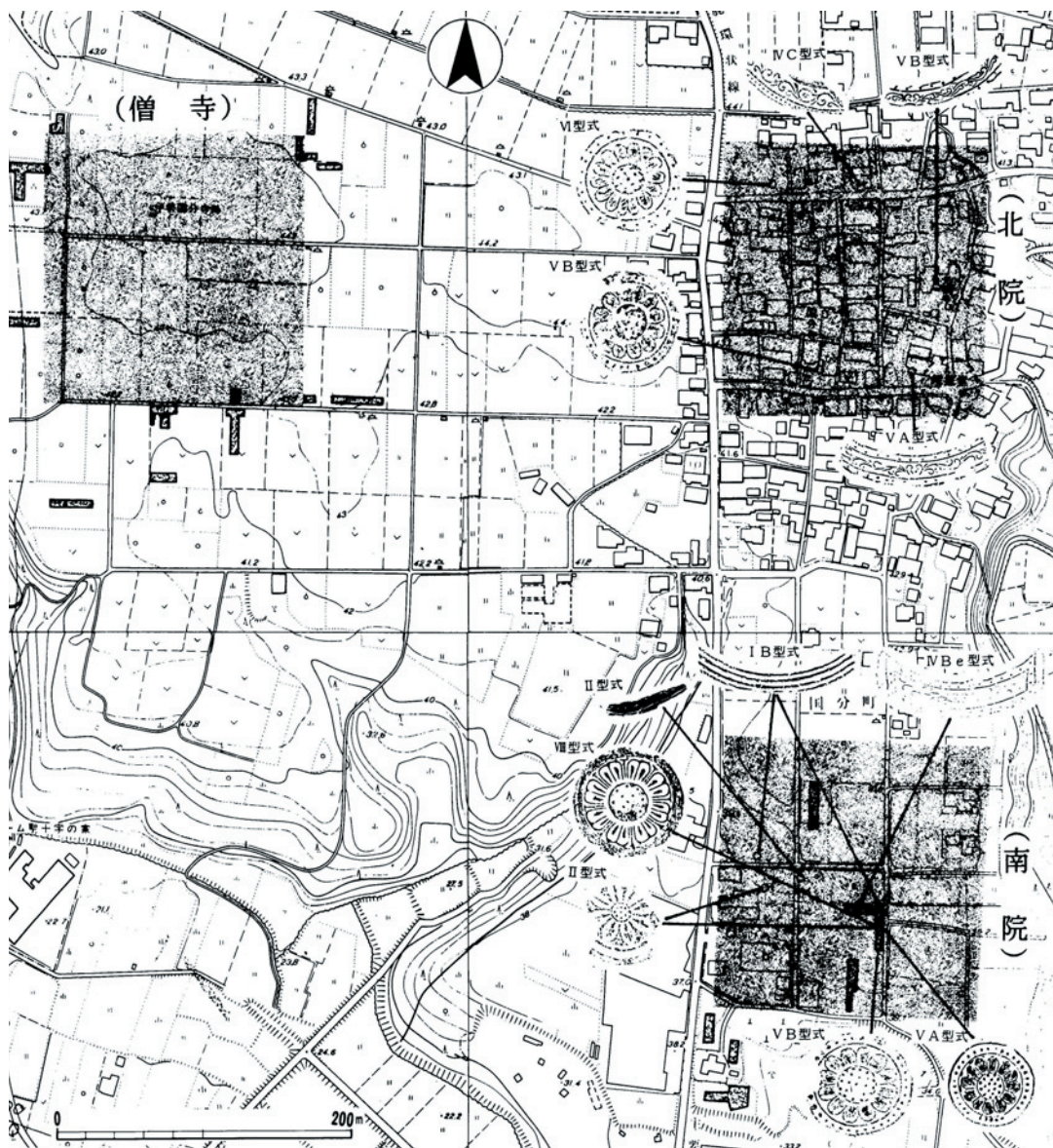
伊勢国分尼寺の位置については江戸時代より諸説があり、萱生由章「常慶山國分寺縁起」(天明八年)の飯高郡「伊勢寺」説もその一つである。これは「伊勢」の名称に論拠をおくものである。また、現国分集落内の光福寺境内に「國分寺陳跡碑記」(享和2年)なる碑文があり、その中で北院と南院との存在を記している。それに依れば、伊勢国分寺では金光明寺を「南院」、法華寺を「北院」と称しており、聖武天皇が藤原広嗣の乱(740年)に際し、伊勢国内に行幸しこの南院に立ち寄り桜の樹を自ら植えたこと、文治年間に源頼朝によって修復されたこと、元龜年間に兵火にあったが、江戸時代に再建され現在の北院の跡地に光福寺が移転したことが記されている。「北院」は僧寺から東へ約450m、現国分集落内の現国分寺と光福寺を中心とする一帯(字名;北条、南条)を、「南院」は「北院」から南へ約400m、今次調査区の南浦2～4地区一帯を指す。「北院」にはかつて現国分寺の南側に東西の土塁が存在したこと、また、光福寺の南の交差点付近には回りより約1間高い径5間ほどの不整形の土壇状の高まりがあり、「鐘撞堂」と称していたことが知られる。この付近からは家屋の改築時に古瓦が出土し、軒瓦も出土しているが、現在のところ瓦は奈良期に限られる。「北院」が尼寺であるとするならば僧寺と尼寺は東西に整然と並ぶことになる。

全国の国分寺の中で天平以前の古瓦が出土する国分寺は僧寺では甲斐、能登、三河、美濃、河内、長門、伊予、土佐、筑前、豊前が、尼寺では伊豆、備後などがあり、前身寺院の存在が考古学的調査により明かになったものに美濃国分寺がある。美濃国分寺では金堂及び中門周辺下層より大型の掘立柱建物跡が奈良前期の瓦と共に検出されている。僧寺と尼寺の位置関係については東西に並立するケースが多いが、南北に並ぶ場合においても尼寺が北側に位置するようである。また、二寺が対角線上に位置する例は常陸、上総、三河、尾張、但馬、伯耆、隠岐などで見られ、二寺の位置関係は必ずしも定形化されているとは認め難く、地形的制約あるいは創建時の諸事情によって決定されたのであろう。

伊勢国分寺はその出土瓦により国分寺創建以前の寺院の存在が確實視されるに至った。奈良前期の瓦が見られないことから前身寺院がそのまま尼寺に転用あるいは改修されたとは考えにくく、軒丸瓦に比して重弧文軒平瓦が多量であること、尼寺に伴う軒瓦が少ない

ことから、今回調査を実施した「南院」が尼寺であると仮定すれば、前身寺院が廃絶した後、尼寺造営時に前身寺院の瓦が持ち込まれたことも否定できない。また、「北院」と「南院」の出土瓦が微妙に異なることから「北院」と「南院」とは別個の寺院跡の可能性もある（第19図）。

現時点では、伊勢国分尼寺はいわゆる「北院」「南院」のどちらとも決し難い。「北院」の地であるとするならばそれは「尼寺」として全く新規に造営されたもの、「南院」の地であるとするならば大鹿氏の氏寺が尼寺に改修あるいは転用されたものと解釈されよう。また、僧寺と尼寺跡出土瓦との間に全く同範関係が無いことから僧寺と尼寺が別個の造営計画のもとに進行した可能性も考えられる（第20図）。



第19図 伊勢国分僧寺・尼寺（南院、北院）位置関係図（1：5,000）

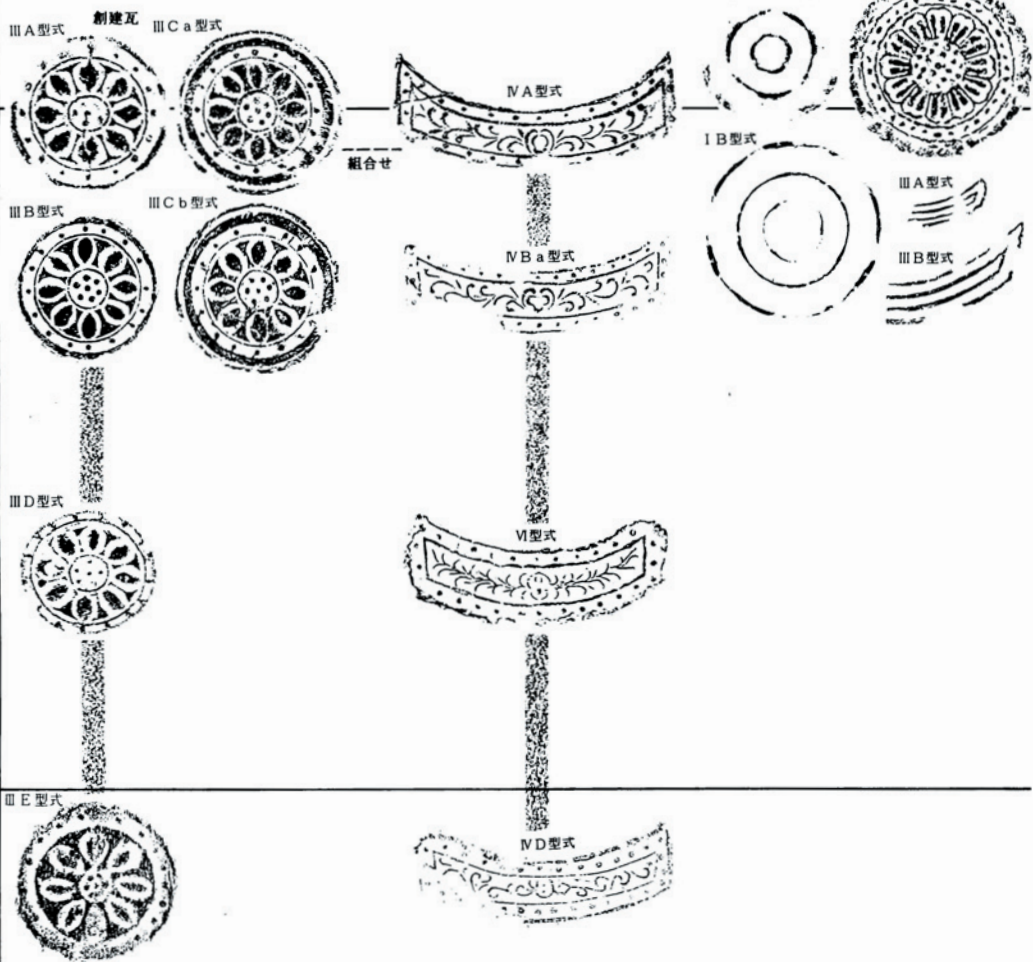
700

750

800

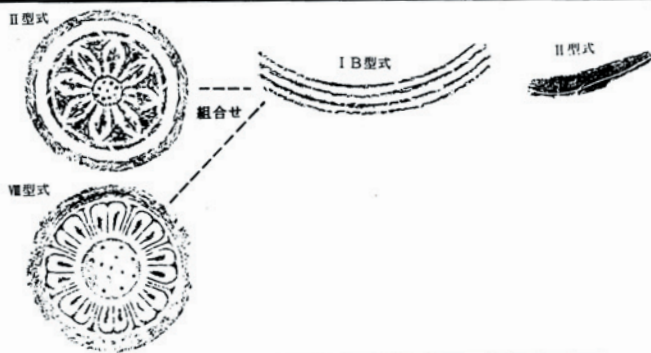
(伊勢国分寺系統)

(畿内系統)



第20図 伊勢国分寺跡出土軒瓦変遷図 (試案)

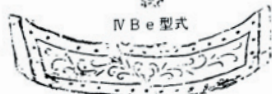
尼 寺



創建瓦



組合せ?



(川原井瓦窯跡出土瓦)



IV型式



※参考文献

1. 鈴木敏雄「史蹟伊勢國分寺址」『史蹟名勝天然記念物(史蹟)』三重県 1936
2. 佐藤虎雄「伊勢国分寺」『国分寺の研究』考古学研究会 1938
3. 藤岡謙二郎 編「国府の歴史地理学的研究」1958
4. 坪井清足、他「飛鳥寺発掘調査報告」奈良国立文化財研究所 1958
5. 坪井清足、他「川原寺発掘調査報告」奈良国立文化財研究所 1960
6. 小玉道明「額田廃寺発掘調査概要」額田廃寺発掘調査会 1965
7. 服部貞蔵、他「智積廃寺跡発掘調査報告書」四日市市教育委員会 1968
8. 斎藤忠「国分尼寺の性格」『仏教史研究(第4号)』1969
9. 「飛鳥・藤原宮発掘調査概報7・9・10・13～15」奈良国立文化財研究所
1977～1985
10. 「豊後国分寺跡」大分市教育委員会 1979
11. 「美作国分寺跡発掘調査報告」津山市教育委員会 1980
12. 「山田寺展(展示図録)」飛鳥資料館 1981
13. 「史跡美濃国分寺跡環境整備事業報告書」大垣市教育委員会 1981
14. 伊東春夫「南小山廃寺発掘調査報告」多度町教育委員会 1986
15. 角田文衛編「新修国分寺の研究(第一巻～第五巻)」吉川弘文館 1986～1991
16. 「壬申の乱(展示図録)」飛鳥資料館 1987
17. 早川裕巳「繩生廃寺跡発掘調査報告」朝日町教育委員会 1988
18. 「三河国分寺跡」豊川市教育委員会 1989
19. 稲垣晋也「東海道古瓦の系譜(一)－伊賀・伊勢・志摩－」皇學館大学 1989
20. 森 郁夫、他「畿内と東国の瓦」京都国立博物館 1990
21. 八賀晋「繩生廃寺の軒丸瓦の歴史的背景」『繩生廃寺跡範囲確認調査報告I』
朝日町教育委員会 1991

十「勢陽五鈴遺響」(天保四年)

(河曲郡卷之二)

国分 山辺ノ北ニアリ神戸府ヨリ乾位一里ニアリ総テ他州ニハ国府国分ニ処ニアリ 正税四百十三石公領ナリ 勢陽雜記神戸領トス
明曆中凶ニハ公領ト載ス元禄中凶ニハ本郡ニ属ス今本郡ニ属ス三重ト本郡ノ界ニアリ

常慶山国分寺 同処ニアリ旧名国分山金光明寺ト云ヘリ本尊薬師仏開山行基菩薩金光明寿命品ヲ土中ニ埋ム故ニ金光明ト名ク中興鎌倉將軍頼朝卿其後度々炎上ニ及フ今古瓦ヲ出ス研ニ造テ佳ナリ側ニ村上帝朝ニ天神廟ヲ祀リテ今ニアリ六十余州同国ノ行者納経所トス又国分尼寺此外ニアリ飯高郡ニ載ス……………(後略)……………

(飯高郡卷ノ七)

伊勢寺 八重田ノ乾位ニアリ松坂府ヨリ西一里半正税千三百五十五石今千五百三十九石二斗五升四合新田四十四石二斗五升四合紀州松坂領ナリ今村名ハ国分寺在ルカ故ニ称スナリ属邑日々原野白ノ小字アリ

国分尼寺 同処ニアリ真言宗方俗伊勢寺ト称ス本州一箇ノ国分寺ナルカ故ニ伊勢寺ノ名ヲ設ケ本邑ニモ名ク処ナリ……………国分寺ハ既ニ鈴鹿郡国分ニアリ其国府ハ其郡ニアリ都テ国分僧寺ハ他州ニモ国府ノ地或其隣比ニ所置ノ例煥然タリ本邑ノ如ク国府ニ遼遠タルニ非ス然レハ国分尼寺タル又明ナリ本州ニ処ニ所置ニシテ国分ノ外他郡ニ其徴ナシ此地稍ク国分寺ヲ称スルニイタリ其尼寺トスルニ足レリ嘗テ其州ノ一宮及国分寺ハ紛駁シテ争ヒ称スル多シ……………(後略)……………

、新莊東玉齋といへるつかさ人、此さとをかきわけ纏うちありしときに、大寺の盛名もすたりてけるか、わづか三畝あまりの宅基、よく蔵寺とするしあなるそ、菴寮と見へ、それより六十年あまりへて、明暦の頃山中某國の雜記をなむあつめけるととき、今の草茅に國分常慶山の名くはし□□ありけむ。此所より五六町も野路をこし、かい道よりはひがしよりに、昔の寺跡とて、廻りおよそ六百歩ばかりのくうちあめり。大門鐘樓門そとは谷なといへるところ、生そふ草のそこそこのこり、つのはぶいしず糸のあと、つかきのおもかげ、菜花開くるところ、違基を認むと、古人のいひしもかかることにして、岡には寒兔のはしるあり、谷には暮鶉のうゆるあり、たたのこれるものは、つちくれにまじるかはらやうのものにして、あるは菊あるはさくらのまたからぬすがたも、今めかしからず。……さて池めいてくぼまり夏ふゆ水のつける慮あり。是は開士大ぼさつの咒水の跡なりなどいひのしれり。又一さくらあり。是は天平のそれのとし、みかど此所にみゆきまませし、行殿の跡にして、その階前にみ手づから植させ給ふとて、王城さくらという。……(中略) ……又飯高のうちに伊勢寺國分寺として古寺院あり。ふるき公文のたくひものこり、ゆゑよしもおほかりと聞へて、ここなる府よりにしのかたとも云べければ、是そ法華滅罪之寺にして國分尼寺なること疑べくもなし。…(後略) ……

九 花木山光福寺「伊勢國分寺陳跡碑記」(享和二年)

伊勢國分寺陳跡碑記

權僧正真淳撰細合方明書並篆額

按史 聖武皇帝天平十三年二月乙巳詔諸國國別造金光明寺及法華寺而元享釈書云天平九年三月者蓋依其權輿已其金光明寺具稱金光明四天王護國之寺其法華寺具稱法華滅罪之寺或構國分尼寺是尼衆之所依止也所置本州者金光明寺稱南院法花寺稱北院方藤廣嗣之謀反于筑紫 皇帝行幸本州謁皇太神宮遂詣國分寺駐車駕於南院祈求國家永固手自栽櫻樹一株迺有 御製而今也不傳焉新古今集所載妹爾恋吾乃松原之一首尔 帝從南院臨眺彼地景之 聖製也云其栽櫻樹者蓋 帝素愛櫻花而有 豊櫻彦之尊號之所職由也文治中右大将頼朝卿奉 敕修治之而元龜天正之間堂宇兵焚火及池魚惟南院櫻樹依然存火聚中觀者歎異焉後時寺衆再建堂舍其地距南院旧趾僅數百武也時隸我高田山元禄中我先主更賜寺號為光福蓋是金光明福干國家之謂也彼櫻樹古株今猶存新藥叢生近分其新藥移栽之寺中花時而虛皆盛觀遠近來賞寬政中神戸侯來揮洒南院二大字寄之光福寺掲為寺額其地係神戶之封疆也又南院舊土人掘之偶得其古瓦有菊花紋者有櫻花紋者其花形每瓦不同古雅可愛矣問者寺主頻請不慧綴其記不慧辭以不能而不可遂為之記

享和二年歲在壬戌十二月寺主釋普聞謹建

(宝龜六年) … 癸未、伊勢尾張美濃三國、言九月有異常風雨、漂没百姓三百餘人、馬牛千及壞國分并諸寺塔十九、其官私餘廬舍不勝數、遣使修理伊勢齋宮、又分頭案檢諸國被害百姓、是日祭疫神於五畿内、…

三 「日本後紀」(承和七年)

(大同四年) … 辛丑、始遷志摩國分二寺僧尼安置伊勢國國分寺、…

四 「延喜式」(延喜五年)

(卷二十六) 伊勢國正税、公廨各三十万束、國分寺領四万束、…

五 「神官雜書」(建久三年)

… 給主散位大鹿国忠、件御園永承年中建立、承安元年被下宣旨也、供祭物、内宮方上分米一石、菓子御贄雜用二石也、外宮方上分米一石三斗、雜用料一石、当御園内大鹿村号国分寺領、申下院宣之間、恒例供祭上分之勤減少也、…

六 山中為綱「勢陽雜記」(明暦元年)

一、常慶山国分寺神戸ヨリいぬい行程一里。国分村にあり。本尊薬師如来。元明天皇の御願所、養老年中建立。右大将頼朝公再興其後炎上及度々。当時破壊尤甚、古瓦世に用ひい為硯云々。

七 藤堂元甫「三國地志」(宝暦十三年)

廢國分寺按國分村南二方三百歩ハカリ荒曠ノ地礎石破壊散在セル實ニ大寺ノアトトミエタリ、王城櫻 按國分寺ノ東南にあり

八 萱生由章「常慶山國分寺縁起」(天明八年)

…(前略) … そもそも此國分のむらなん、いにしへの寺家にして、文禄みつのとし、豊臣のきみ太閤此國田ところの事をのりことし給ふ時

付篇 伊勢国分寺関連文献

一 「日本書紀」(養老四年)

(敏達天皇四) ……次采女伊勢大鹿首小熊女曰菟名子夫人、生太姬皇女輿糠手姬皇女…

(天武元年) ……越大山至伊勢鈴鹿、愛國司守三宅連石床、介三輪君子首、及湯沐令田中臣足麻呂、高田首新家等參遇于鈴鹿郡、則發五百軍塞鈴鹿山道、到川曲坂下而日暮也、以皇后疲之暫留輿而息、然夜曇欲雨、不得淹息而進行、於是寒之雷雨已甚從駕者衣裝濕以不堪寒、乃到三重郡家、焚屋一問而令溫寒者、…

二 「續日本紀」(延曆十三年)

(天平十二年) 甲戌、令天下諸國寫法華經十部、并建七重塔焉。

(天平十三年) 乙巳、詔曰、朕以薄德添承重任未弘政化寤寐多漸古之明主皆能先業、國泰人樂、災除福至、修何政化、能臻此道、頃者年穀不豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪已、是以廣爲蒼生遍求景福、故前年馳驛會飾天下神宮、去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部、自今春已來、至于秋稼風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓願、既靈如荅、載惶懼無以自寧、案經云、若有國土講宣讀誦、恭敬供養、流通此經王者我等四王常來擁護、一切災障、皆使消殄、憂愁疾疫、亦令除差、所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各一部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部、所冀、聖法之盛、与天地而永流、擁護之思、被幽明而恒滿、其造塔之寺、兼爲國華、必擇好處、實可長久近人則不欲、熏鼻所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾盡潔清、近感諸天庶幾臨護、布告遐迹、令知朕意、又每國僧寺、施封五十戶、水田十町、尼寺水田十町、僧寺必令有廿僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有闕者、即須補滿、其僧尼、每月八日、必應轉讀最勝王經、每至月半、誦戒羯磨、每月六齋日、公私不得漁獵殺生、…

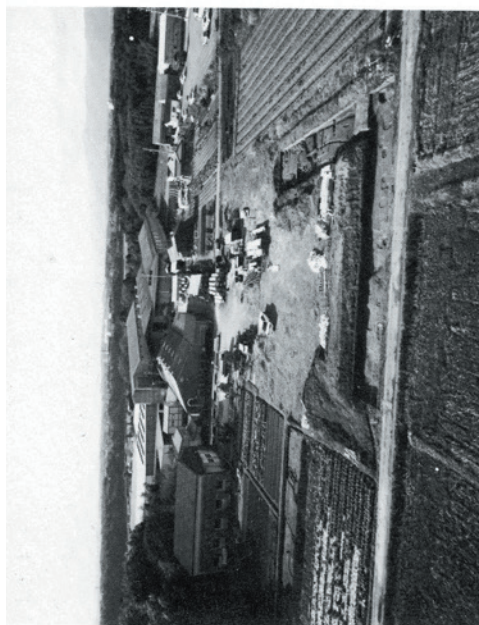
(天平十九年) 己卯、詔曰、朕以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲使國家永固、聖法恒修偏詔天下諸國、々別令造金光明寺、法華寺、其金光明寺各造七重塔一區、并寫金光明經一部、安置塔裏、而諸國司等怠緩不行、或處寺不便、或猶未開基以爲、天地災異一二顯盖由茲乎、朕之股肱豈合如此、是以差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作狀、國司宜与使及國師簡定勝地勤加營繕、又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主當、限來三年以前、造塔金堂僧坊悉皆令了、若能契款、如理修造之、子孫無絕任那領司、其僧寺尼寺水田者除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司墾開應施、普告國郡都知朕意焉…



南浦・木田坂上地区全景



木田坂上1～3地区全景



南浦2～4地区全景(東より)



南浦4地区全景



木田坂上 2 地区全景 (北より)



南浦 4 地区全景 (北より)



西高木 3 地区全景 (東より)



木田坂上 1 地区全景 (北より)



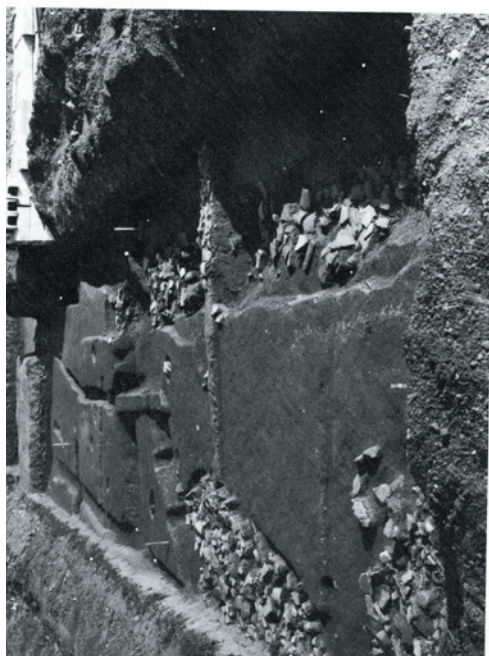
南浦2地区 SX03 (東より)



南浦2地区 SX04(南より)



南浦2地区 SX05 (東より)



南浦2地区全景 (西より)



南浦3地区 SB05 (北より)



南浦3地区 SX06 軒丸瓦出土状況 (南より)



南浦2地区 SD36 (西より)



南浦23区全景 (南より)



木田坂上3地区SB07 (南より)



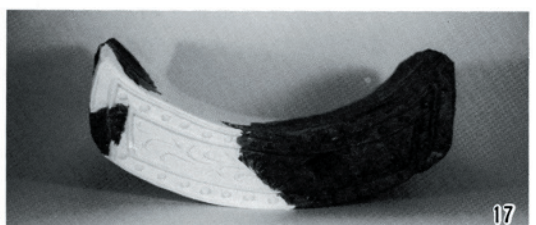
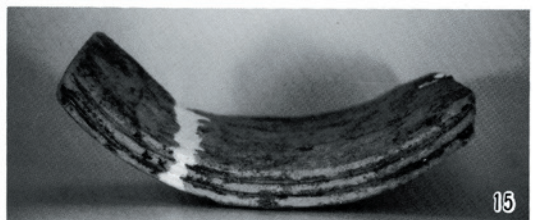
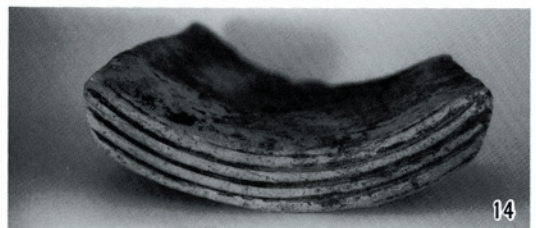
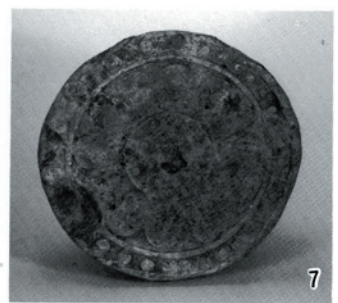
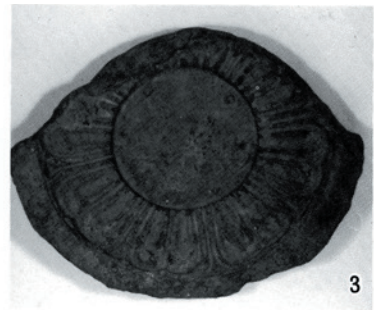
光福寺「伊勢國分寺陳跡碑記」石碑

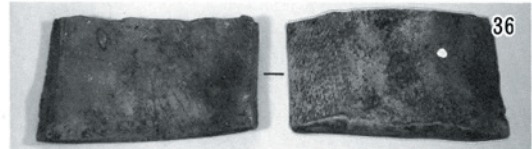
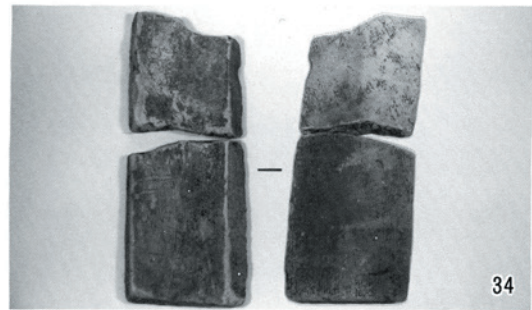
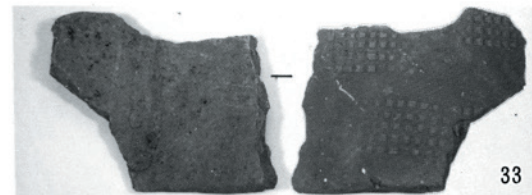
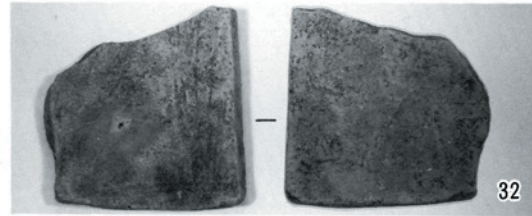
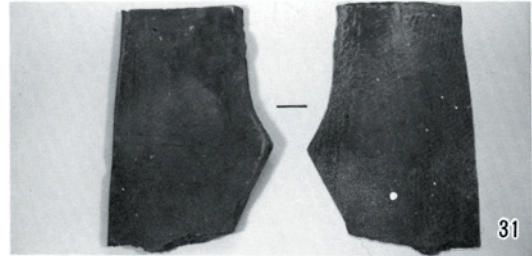
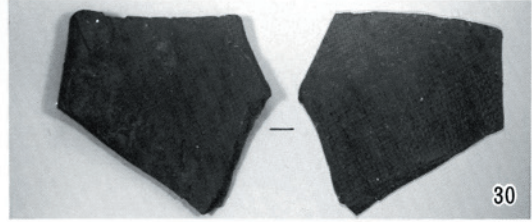
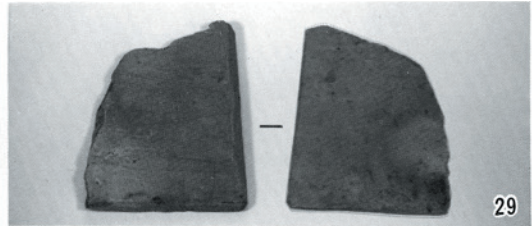
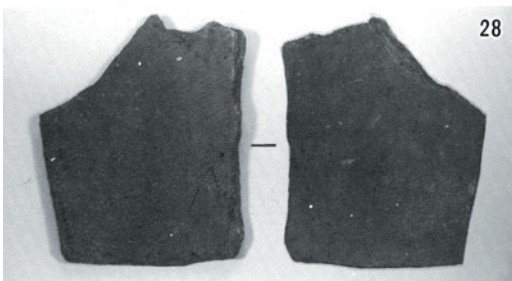
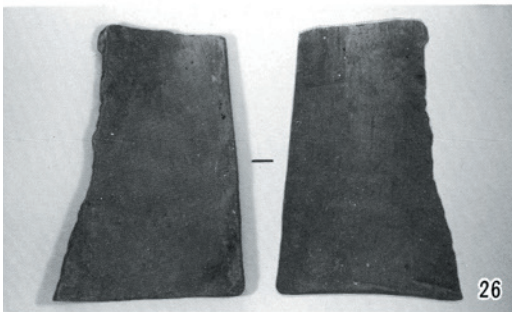
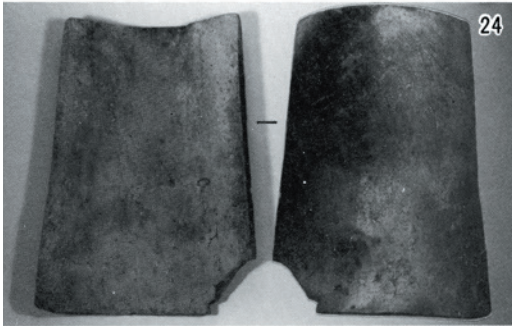
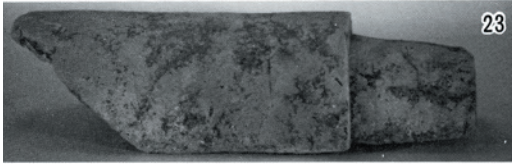


木田坂上3地区全景 (東より)



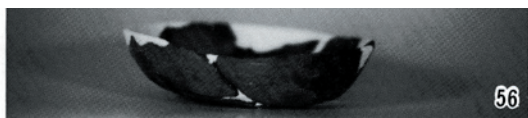
木田坂上3地区SD44 (北より)



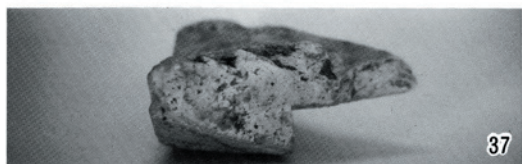




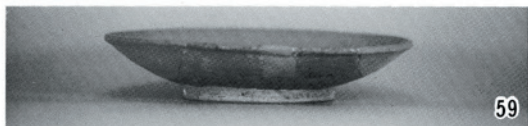
37



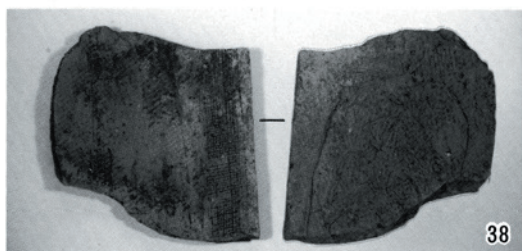
56



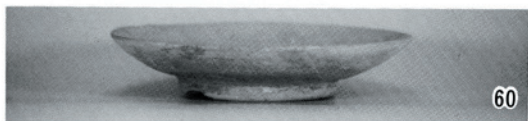
37



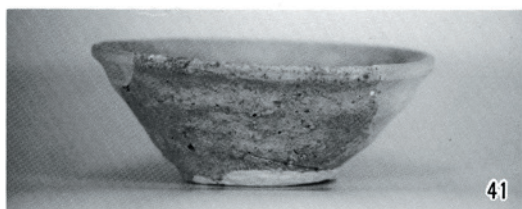
59



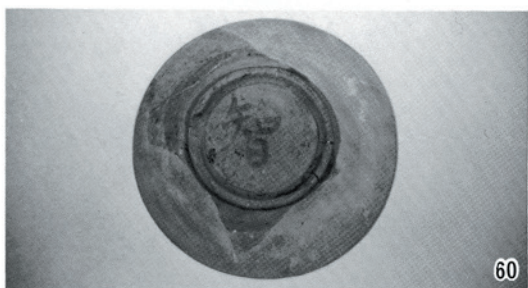
38



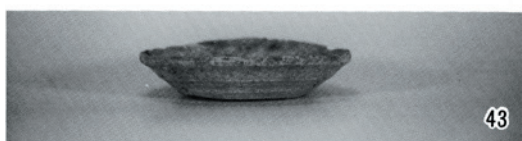
60



41



60



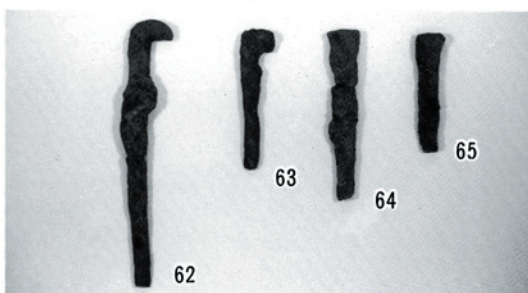
43



61



45



62

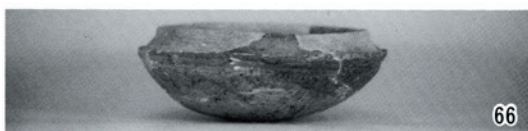
63

64

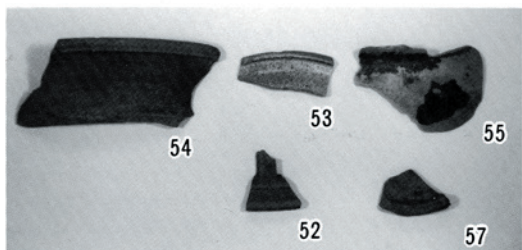
65



51



66



54

53

55

52

57



68

伊勢國分寺跡発掘調査概要

—尼寺跡推定地の調査—

1992年3月31日

編集・発行 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市神戸1丁目18-18

TEL. 0593(82)1100(代)

印刷 オリエンタル印刷株式会社
安芸郡河芸町上野2100